

〈さくらがわ スマイル 子どもプラン〉
桜川市子ども・子育て支援事業計画（案）

パブリックコメント資料



桜川市子ども・子育て支援事業計画〈さくらがわ スマイル 子どもプラン〉

I	桜川市子ども・子育て支援事業計画の策定方針	1
1.	計画策定の趣旨	2
2.	計画の期間	2
3.	計画の位置づけ	3
4.	計画の構成	3
5.	策定体制	4
II	子ども子育て支援の現況と課題	5
1.	子ども・子育てを取り巻く桜川市の概況	6
2.	子ども・子育て支援の現状	16
3.	次世代育成支援後期行動計画の評価	25
4.	ニーズ調査結果の概要	26
III	計画の基本的な考え方	33
1.	基本理念	34
2.	子ども・子育て支援の意義	35
IV	教育・保育提供区域の考え方・区域の設定	37
1.	桜川市の教育・保育提供区域	38
2.	人口推計（将来児童数）	39
V	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	41
1.	子ども・子育て支援事業計画の体系	42
2.	教育・保育の量の見込みと確保方策	43
3.	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	46
VI	認定こども園の考え方と多様な取り組み	53
1.	桜川市における認定こども園の基本的な考え方	54
2.	産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の 円滑な利用の確保に関する事項	54
3.	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策 との連携に関する事項	55
4.	労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備 に関する施策との連携に関する事項	55

「V 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」および「VI 認定こども園の考え方と多様な取り組み」については、国・県の動向により変更となる場合があります。

I 桜川市子ども・子育て支援事業計画の策定方針

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の期間
3. 計画の位置づけ
4. 計画の構成
5. 策定体制

I 桜川市子ども・子育て支援事業計画の策定方針

1. 計画策定の趣旨

我が国の子ども・子育て支援については、少子化対策基本法に基づき総合的な施策が推進されてきましたが、急速な少子化傾向、都市部を中心とした待機児童の増加、質の高い幼児期の学校教育の振興の必要性など、子育てをめぐる様々な課題を解決するため、平成 24 年に、子ども・子育て関連3法が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。

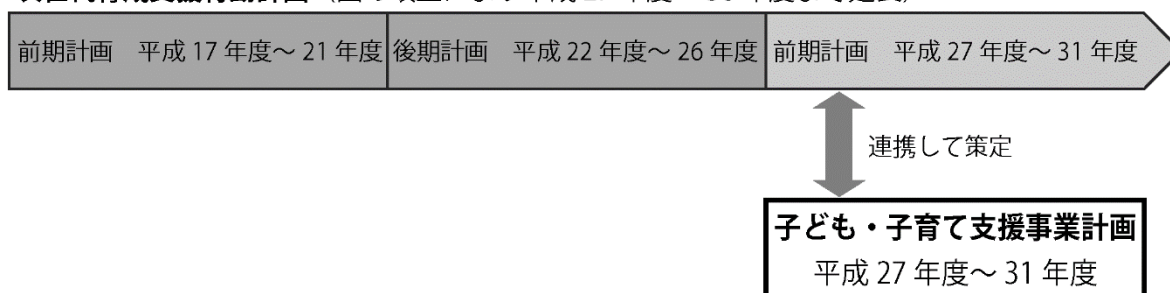
市町村においては、同法に基づき、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、市町村子ども・子育て支援事業計画を定めることとされています。

そこで、本市においては、「子ども・子育て支援法第 61 条」に基づく、「事業計画」を策定するにあたり、「第 2 次桜川市次世代育成支援行動計画」との連携を図り、「桜川市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものとします。

2. 計画の期間

計画の期間は、平成 27 年度（2015 年度）～平成 31 年度（2019 年度）の5年間とし、その後は5年ごとに見直しを行うものとします。

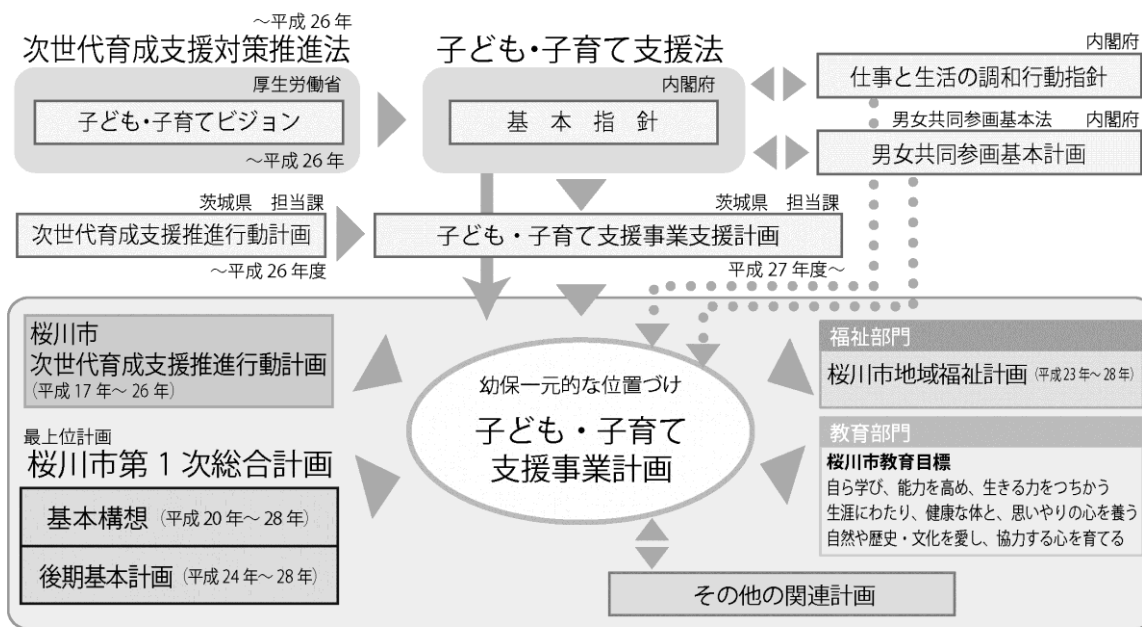
次世代育成支援行動計画（国の改正により平成 27 年度～ 36 年度まで延長）



3. 計画の位置づけ

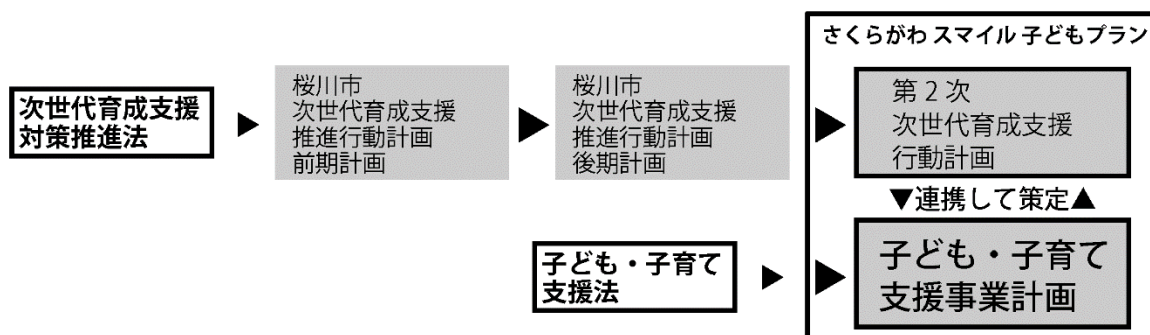
子ども・子育て支援事業計画は、国や茨城県等の上位計画、市の総合計画を踏まえるとともに、ワーク・ライフ・バランスや男女の働き方の見直しなど国の関連計画、桜川市の福祉・教育に係る計画と連携を図っていきます。

■計画の位置づけ



4. 計画の構成

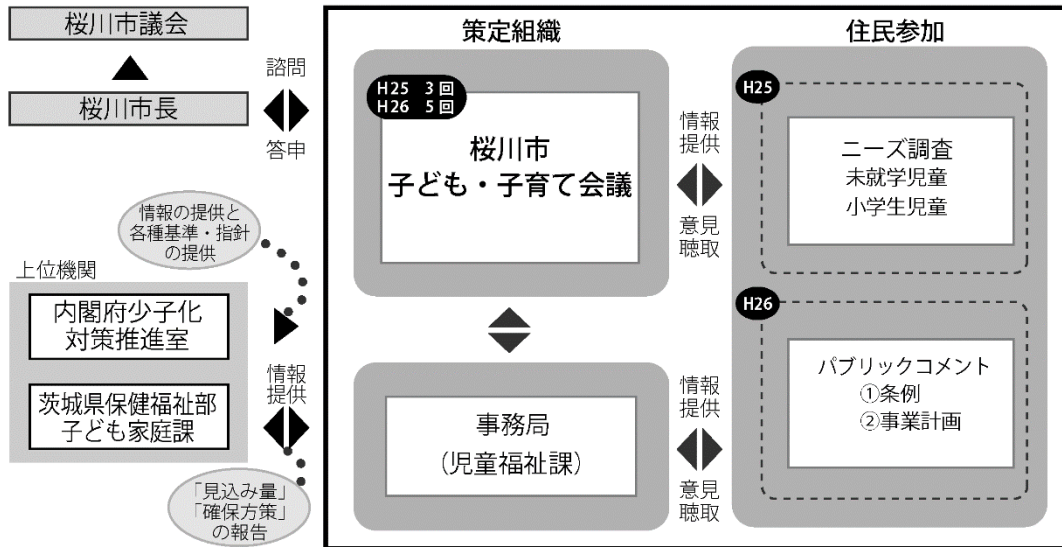
本計画の構成は、「第2次桜川市次世代育成支援行動計画」と連携を図り、桜川市の子ども・子育て支援給付に係る教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に関する事業計画として策定します。



5. 策定体制

本計画策定にあたっては、条例に基づき、桜川市子ども・子育て会議により検討しました。

住民参加については、平成 25 年度は、教育・保育サービスに関するニーズ調査を就学前児童・小学生児童の保護者を対象に実施しました。平成 26 年度は、市基準に関する条例および、子ども・子育て支援事業計画書の 2 回のパブリックコメントを実施しました。



Ⅱ 子ども子育て支援の現況と課題

1. 子ども・子育てを取り巻く桜川市の概況
2. 子ども・子育てサービスの現状
3. 次世代育成支援後期行動計画の評価
4. ニーズ調査結果の概要

Ⅱ 子ども子育て支援の現況と課題

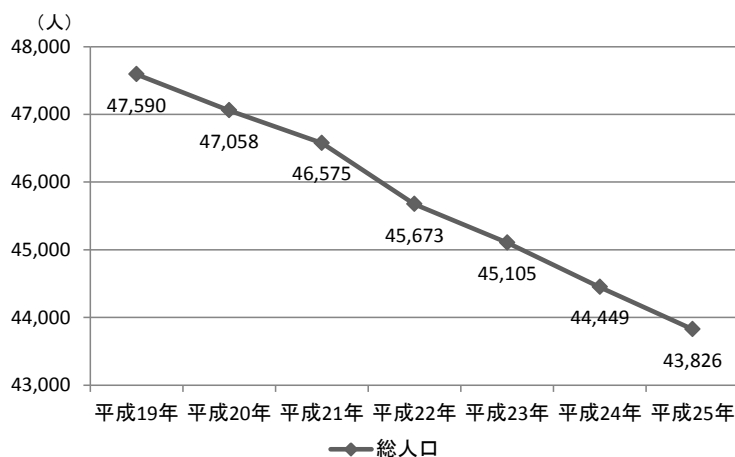
1. 子ども・子育てを取り巻く桜川市の概況

(1) 人口構成の現状と動向

1) 総人口

桜川市の人口の推移をみると、減少傾向にあり、平成19年から25年では約3,800人の減少となっています。

●人口の推移



資料：茨城県常住人口調査（各年10月1日現在）

2) 一世帯当たり人員

人口が減少傾向であるのに対し、世帯数は一貫して増加傾向が続いており、結果として一世帯当たりの人員は減少傾向が続いています。

昭和60年に4.22人/世帯であったものが、平成22年には3.35人/世帯と減少し、核家族化・少子化が進行していることがわかります。

●人口・世帯の推移

	人口(人)			世帯数 (世帯)	平均世帯人員 (人)
	総数	男	女		
昭和60年	51,766	25,347	26,419	12,279	4.22
平成2年	51,880	25,464	26,416	12,729	4.08
平成7年	51,972	25,471	26,501	13,253	3.92
平成12年	50,334	24,608	25,726	13,457	3.74
平成17年	48,400	23,675	24,725	13,617	3.55
平成22年	45,673	22,407	23,266	13,632	3.35

資料：国勢調査（桜川市統計概要より）

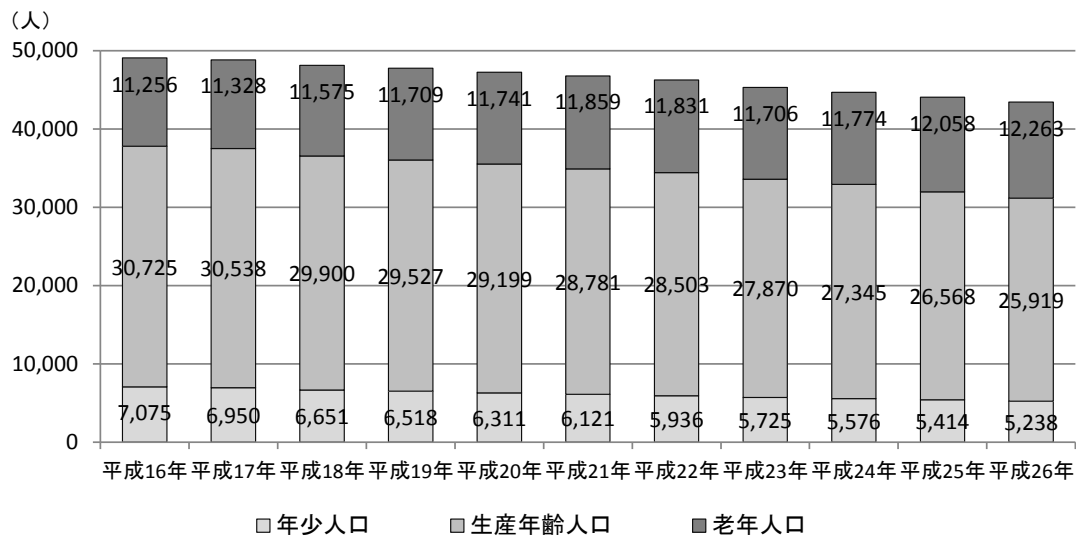
3) 年齢別人口

年齢3区分別人口の構成をみると、年少人口が平成16年に7,075人（14.4%）であったものが平成26年では5,238人（12.1%）と約1,800人、割合にして2.3ポイント減少しており、少子化が進行していることがわかります。

年少人口（0～14歳）のうち0～4歳、5～9歳、10～14歳の推移をみると、特に0～4歳では、平成16年に2,088人であった人口が平成26年では1,390人と減少が大きくなっています。

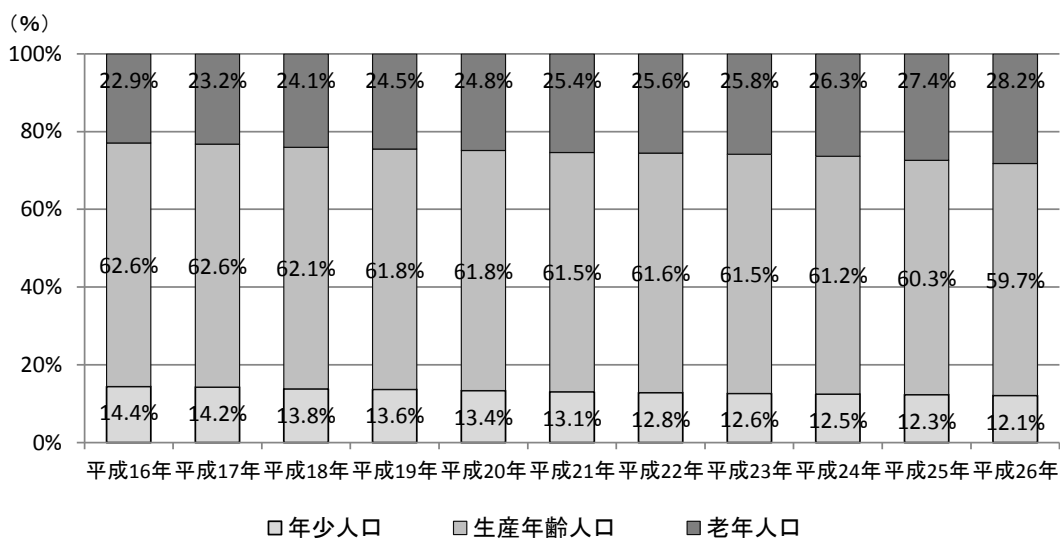
年少人口を年齢別の推移でみると、どの年齢も、ほぼ毎年減少しているのがわかります。

●年齢3区分別人口の推移



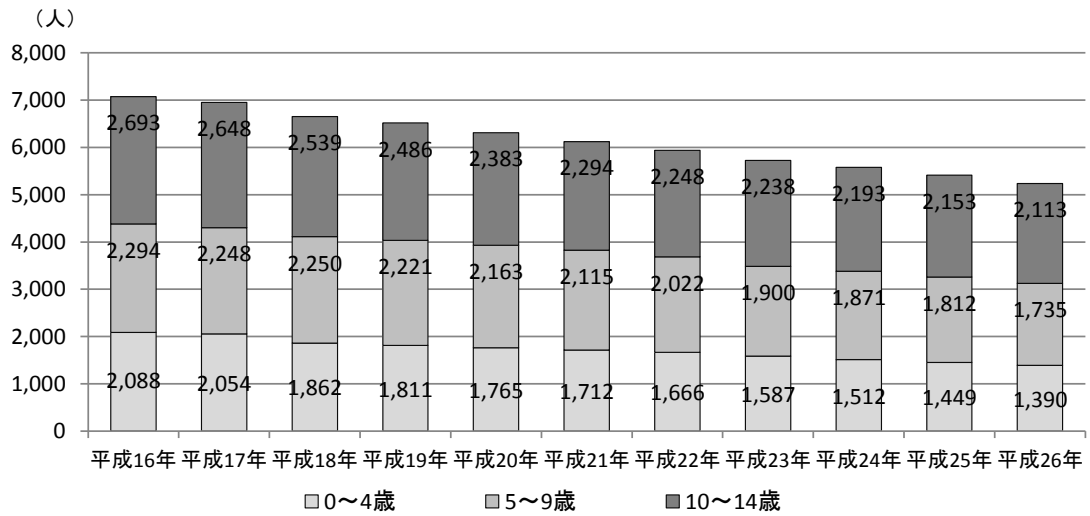
資料：茨城県常住人口調査（各年4月1日現在）

●年齢3区分別人口割合の推移



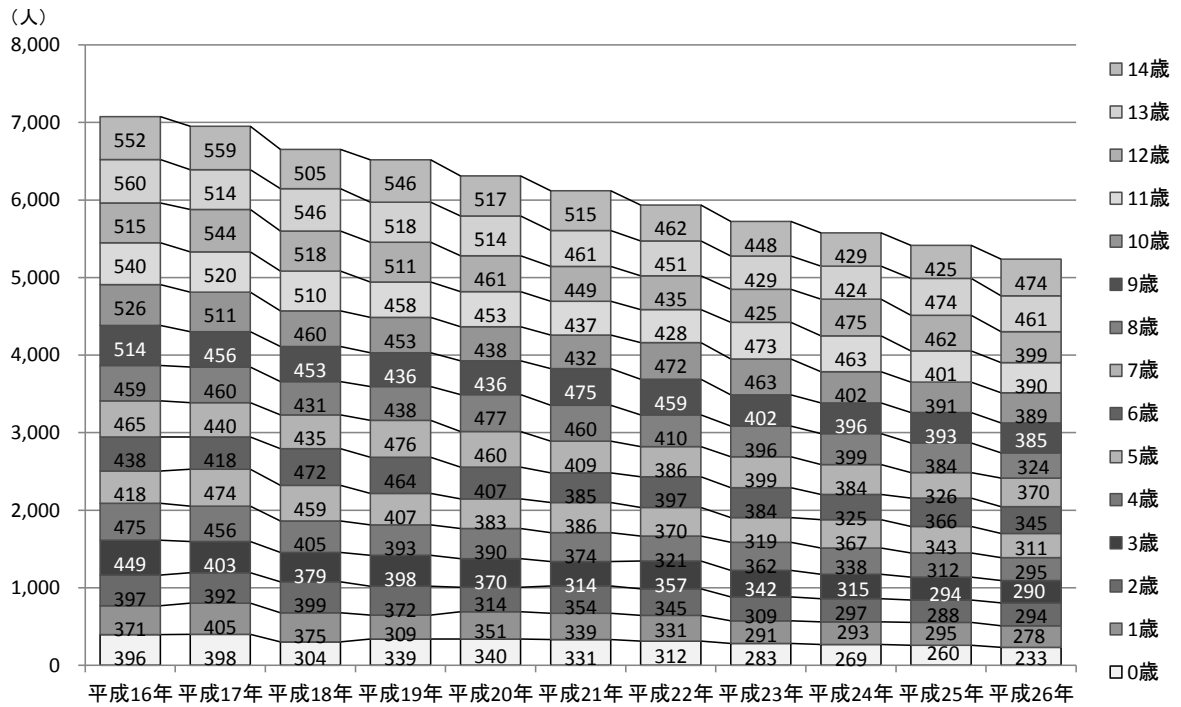
資料：茨城県常住人口調査（各年4月1日現在）

●年少人口の推移



資料：茨城県常住人口調査（各年4月1日現在）

●年齢別就学前児童の人口の推移



資料：茨城県常住人口調査（各年4月1日現在）

4) 人口動態

自然動態をみると、毎年、死亡数が出生数を上回っています。出生数は平成 21 年以降、毎年 300 人前後で推移しており、死亡数は、平成 23 年以降 600 人前後で推移しています。

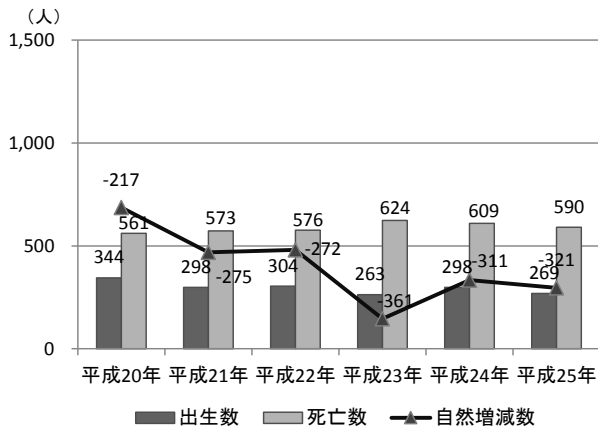
自然増減数をみると、減少が続いていますが、特に、平成 23 年で減少数が多くなっています。

社会動態の推移をみると、毎年、転出が転入を上回っています。平成 20 年から平成 21 年にかけて、転出は 136 人、転入は 119 人と、ともに大きく減少しています。転出はその後、横ばいで推移していましたが、平成 25 年にやや増加しています。一方、転入は平成 22 年にやや増加を示しましたが、850 人前後で推移しています。

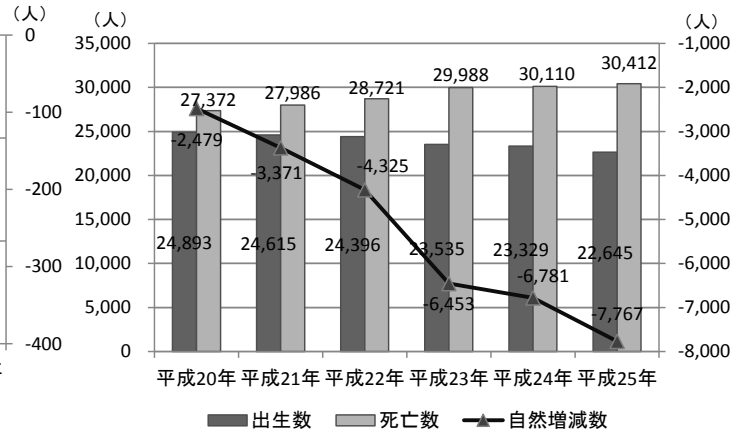
社会増減数をみると、平成 22 年は減少数が少なくなっていますが、平成 23 年以降は減少が続いています。

●人口動態の推移

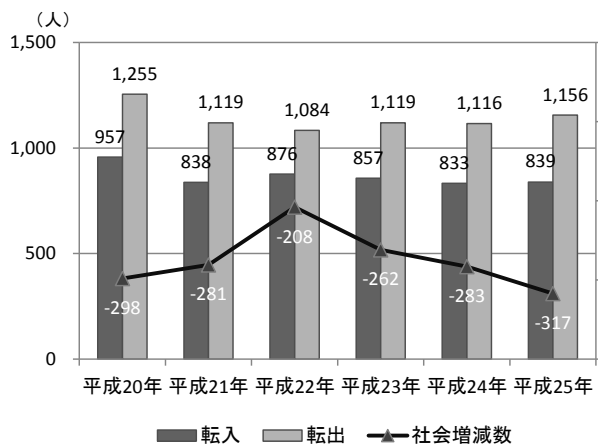
〈自然動態〉



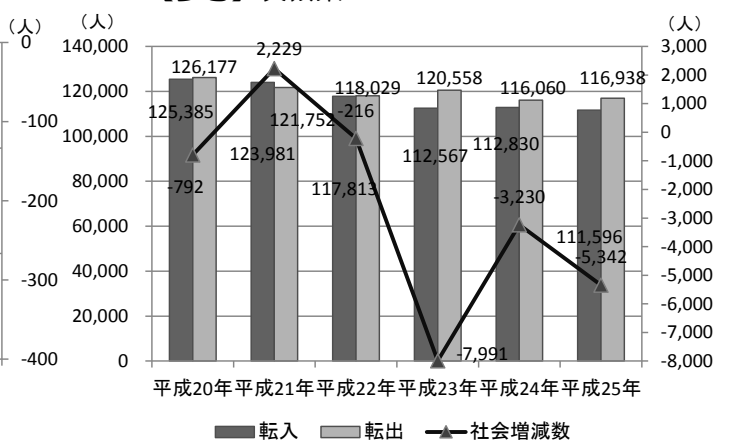
【参考】茨城県



〈社会動態〉



【参考】茨城県



資料：茨城県常住人口調査

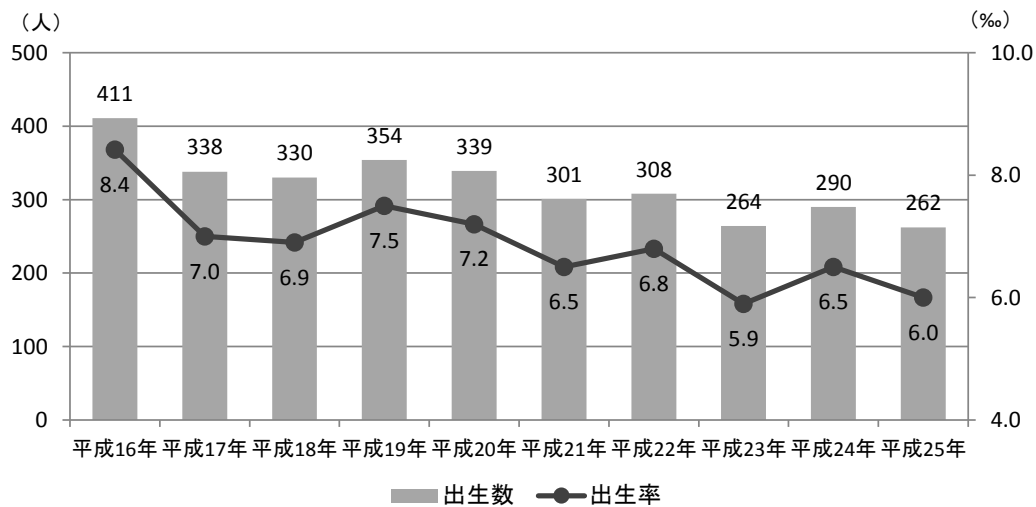
5) 出生数

桜川市の出生数の推移をみると、年によってばらつきがあるものの、全体的には減少傾向を示しており、平成16年には出生数411人、出生率8.4‰（パーミル）であったものが、平成25年には出生数262人、出生率6.0‰となっており、出生数、出生率とも減少しています。

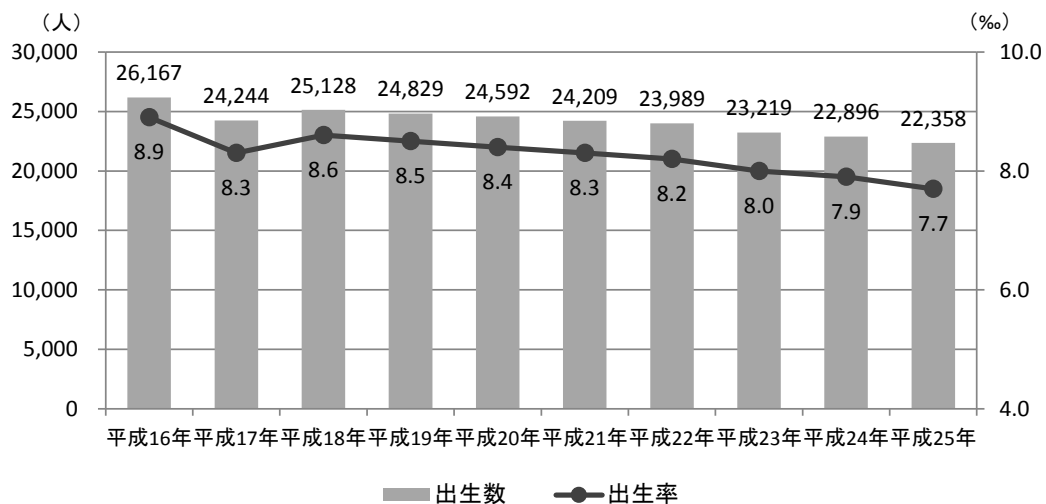
茨城県全体と比べると、平成16年で出生率が8.9‰で桜川市との差が0.5ポイントであったものが、平成25年では7.7‰と1.7ポイントの差となっており、桜川市の出生率は県平均を大きく下回っていることがわかります。

●出生数・出生率の推移

〈桜川市〉



〈茨城県〉



資料：茨城県人口動態統計の概況（平成16年～25年の各年）

6) 合計特殊出生率

平成 20 年～平成 24 年の桜川市の合計特殊出生率をみると 1.36 と全国平均（1.38）、茨城県平均（1.43）より低い出生率となっています。

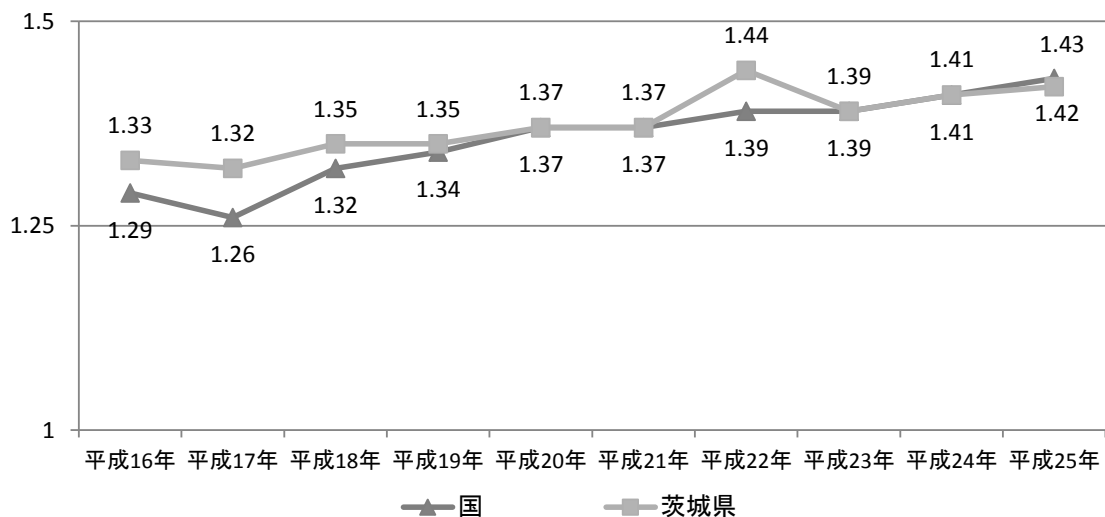
平成 16 年～平成 25 年の全国と茨城県の合計特殊出生率の推移をみると、わずかですが増加傾向にあります。

●保健所・市区町村別合計特殊出生率・標準化死亡率（平成 20～平成 24 年）

	合計特殊出生率 (ベイズ推定値)	標準化死亡率(ベイズ推定値)		(参考)人口(人)		
		男性	女性	男性	女性	15～49歳
全国	1.38	100.0	100.0	61,574,849	64,813,027	26,546,884
茨城県	1.43	104.2	105.5	1,460,960	1,468,258	583,708
桜川市	1.36	112.7	106.0	22,368	23,177	8,254

資料：人口動態保健所・市町村別統計（厚生労働省）

●【参考】合計特殊出生率（全国・茨城県）の推移



資料：厚生労働省ホームページ

(2) 子育てを取り巻く家庭の状況

1) 世帯の状況

桜川市の世帯の状況を見ると、一般世帯数は昭和60年から増加傾向にあります。

内訳を見ると、単独世帯と核家族世帯は一貫して増加しており、特に単独世帯の増加が激しく一般世帯の約16%となっています。一方で、三世帯世帯は大きく減少しており、平成12年から平成22年の10年間で約1,000世帯減少となっています。

●世帯数の推移

単位：人

	一般世帯数	単独世帯	核家族世帯	三世帯世帯
昭和60年	12,279	920	5,826	-
平成2年	12,729	1,210	5,891	-
平成7年	13,253	1,462	6,139	-
平成12年	13,457	1,636	6,377	4,577
平成17年	13,617	1,852	6,706	4,056
平成22年	13,606	2,103	6,970	3,491

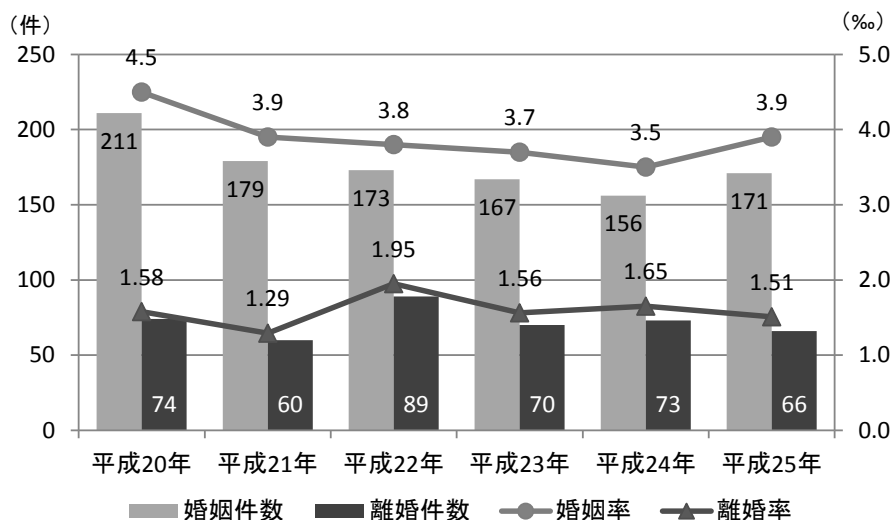
資料：国勢調査（各年）

2) 婚姻・離婚の状況

桜川市の婚姻率は、平成20年の4.5%から平成24年は3.5%と減少を続けていましたが、平成25年は3.9%とやや増加しています。一方、離婚率は、平成20年から平成25年にかけて増減を繰り返しています。

婚姻率低下の状況は全国的にみられ、婚姻率の減少は少子化傾向を加速させるものと考えられます。

●婚姻・離婚の状況



資料：茨城県人口動態統計

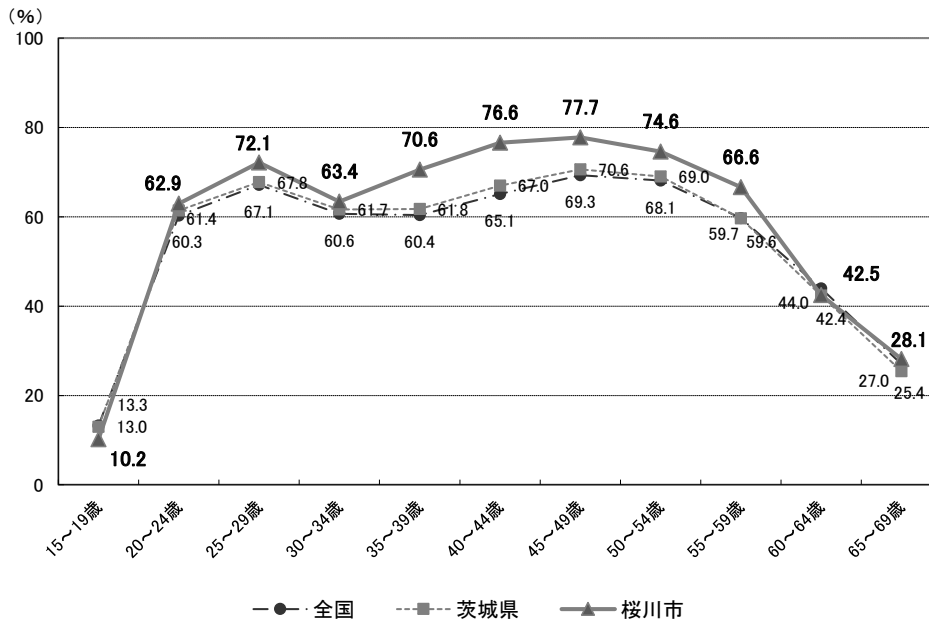
(3) 就業形態の状況

1) 女性の5歳階級別就業率の推移

女性の5歳階級別就業率の推移をみると、桜川市は全国・茨城県と比べ高めで推移しています。

特に35歳から59歳までは就業率が高く、一方で30～34歳では全国・茨城県と同程度の就業率となっており、M字カーブもはっきりとしています。出産時に一度職場を離れるものの、すぐに復帰している、あるいは、1人あたりの出生数が少ないなどの状況が考えられます。

●女性の5歳階級別就業率の推移（平成22年）

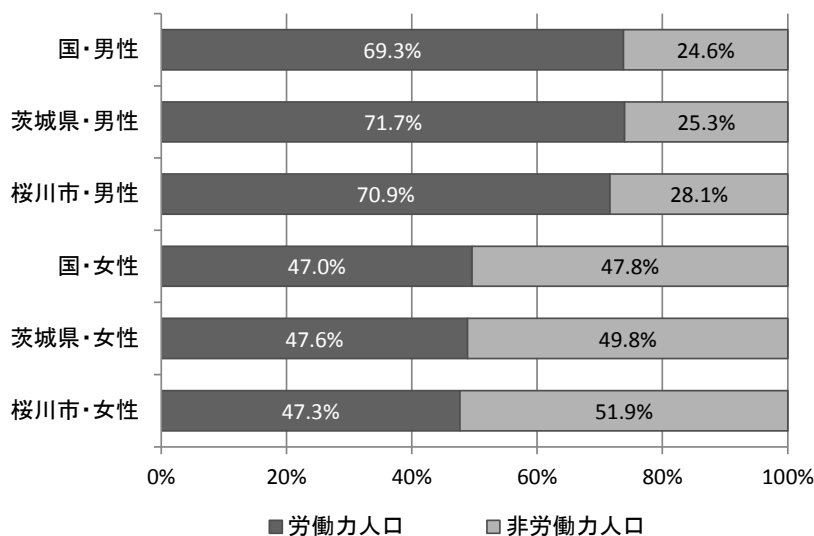


資料：国勢調査

2) 労働力人口の推移

桜川市の労働力人口をみると、男女とも全国より多いものの茨城県よりは低くなっています。

●労働力人口（平成22年）



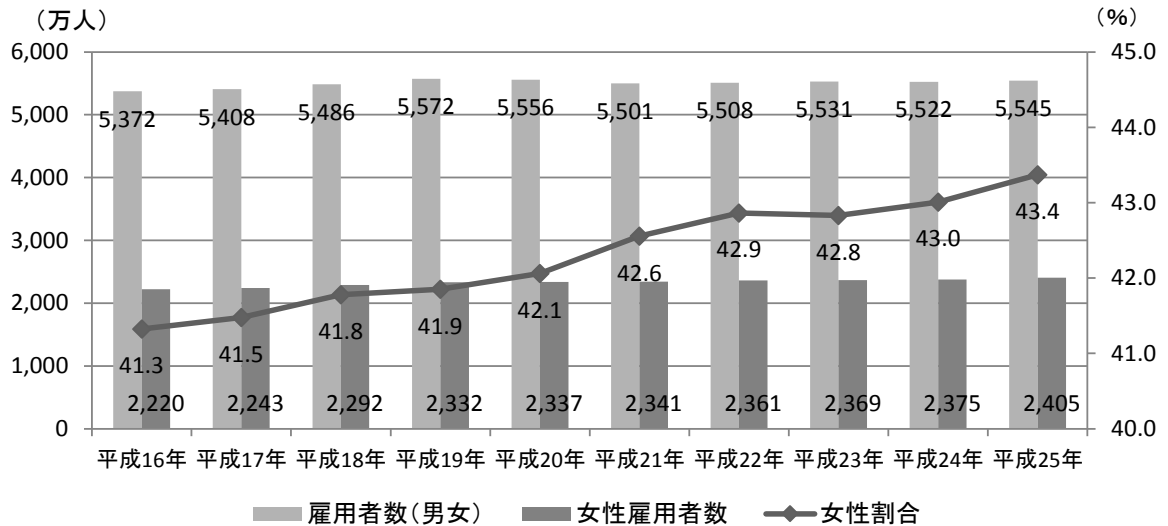
資料：国勢調査

3) 雇用環境【参考 国の傾向】

①雇用者数の推移

国の平成 16 年以降の女性の就業状況をみると、全雇用者に占める女性の割合は年々増加しており、平成 25 年では 43.4%に達していることがわかります。

○雇用者数の推移

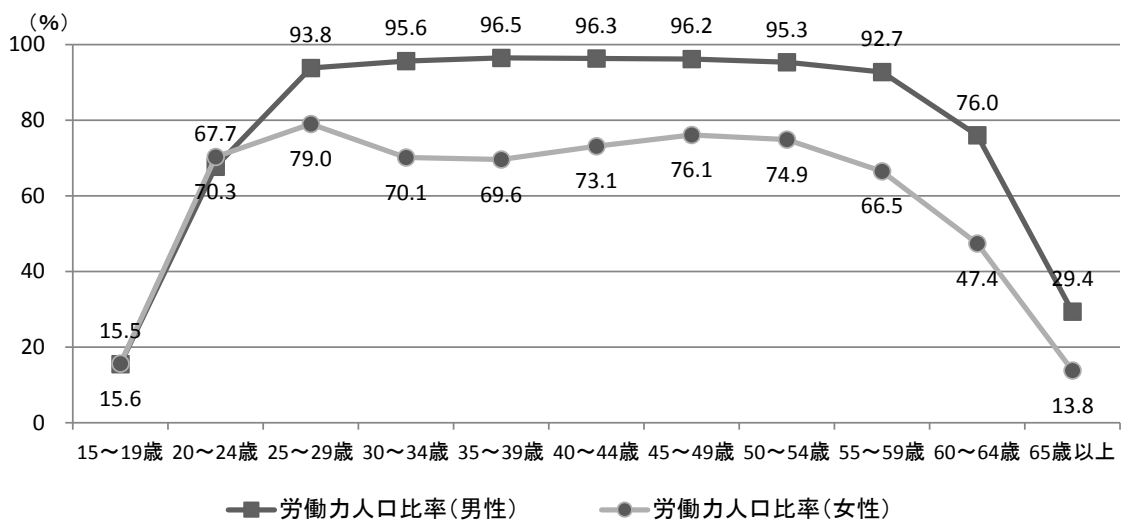


資料：労働力調査（総務省）

②年齢階級別労働力人口比率の推移

年齢階級別の労働力人口比率（労働力人口／15 歳以上人口）の推移をみると、女性では男性と比較して、24 歳以降の労働力率が低いことがわかります。女性では、特に 24 歳～49 歳までは結婚・出産・育児の時期に仕事を一時辞める傾向があるため、就業率（前ページ）と同様にM字カーブを示していることがわかります。

○年齢階級別労働力人口比率の推移（平成 25 年）



資料：労働力調査（総務省）

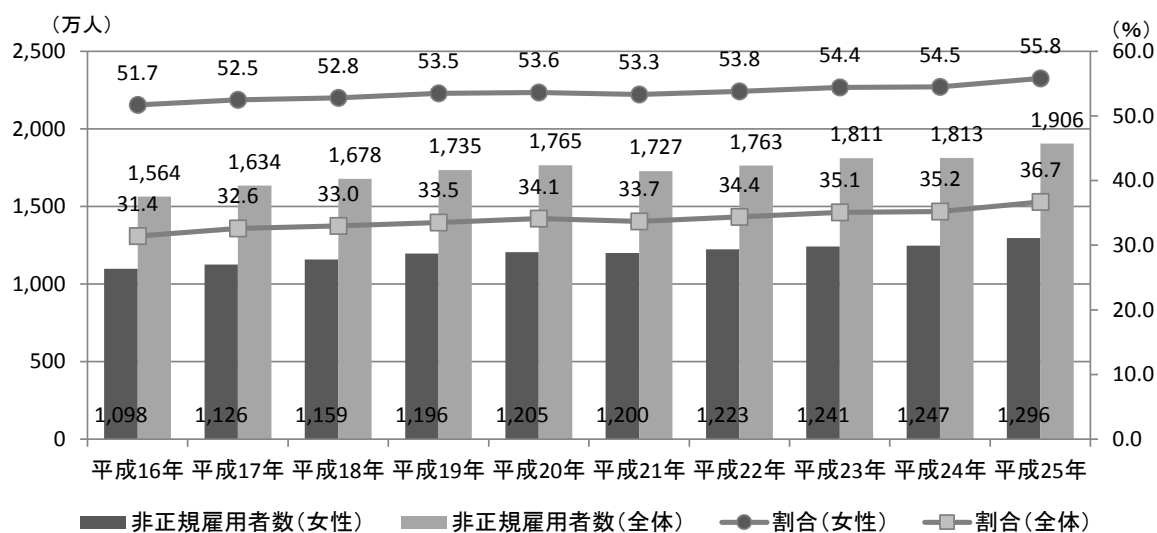
③非正規雇用者数の推移

雇用者全体の中の非正規雇用者数は増加傾向にあり、平成 25 年の非正規雇用者 1,906 万人のうち、約 7 割の 1,296 万人が女性の非正規雇用となっています。

雇用者全体に占める非正規雇用者の割合は平成 16 年以降微増傾向にあり、女性雇用者に占める非正規雇用者の割合も同様に推移していますが、平成 25 年では 55.8%と半数以上の女性雇用者が非正規雇用となっています。

女性の社会進出は進んでいますが、正規雇用での就業が未だに困難な状況にあることがわかります。

○非正規雇用者の推移



資料：労働力調査（総務省）

2. 子ども・子育て支援の現状

(1) 教育・保育施設の状況

1) 保育支援の状況

桜川市では、現在、公立4か所、私立3か所の合計7か所の保育所・園があります。

入所児童数は、公立・私立とも増加の傾向にあります。

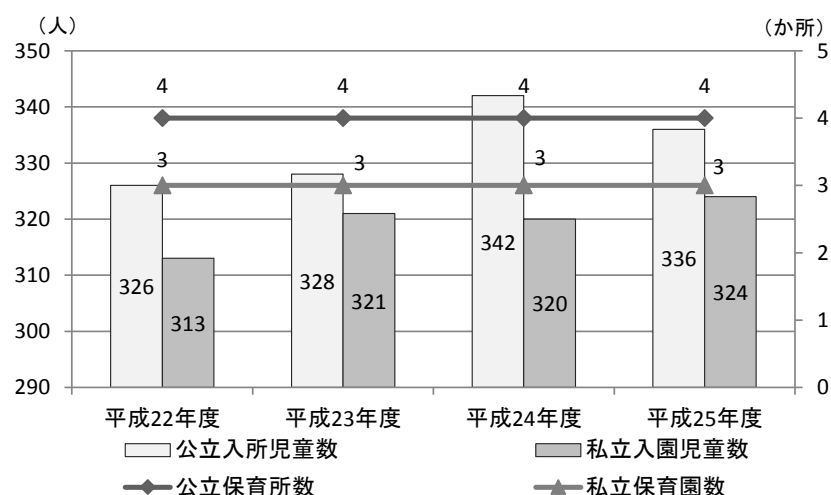
入所率は、公立では平成24年度から定員が480名から400名となったことにより、平成22、23年度は60%台であった入所率が平成24年度からは80%台となっています。また、私立では平成22年度の92.1%から平成25年度は95.3%と増加しています。

保育サービスの状況では、一時保育が全施設で実施されています。休日保育、病児・病後児保育は実施されていませんが、障害児については公立全施設、私立1施設で受け入れています。

今後、ニーズに合った保育支援の充実を検討する必要があります。

※保育所・園の数値に関しては、最も人数が多い3月末で経年の推移を取っています。

●保育所数の推移



児童福祉課まとめ (各年3月末)

●入所児童数の推移

	定員(人)			入所児童数(人)					
	総数	公立	私立	総数	入所率	公立	入所率	私立	入所率
平成22年度	820	480	340	639	77.9%	326	67.9%	313	92.1%
平成23年度	820	480	340	649	79.1%	328	68.3%	321	94.4%
平成24年度	740	400	340	662	89.5%	342	85.5%	320	94.1%
平成25年度	740	400	340	660	89.2%	336	84.0%	324	95.3%

児童福祉課まとめ (各年3月末)

●保育所の状況

名称	経営主体	定員(人)		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		～平成23年度	平成24年度～	入所数(人)	入所率(%)	入所数(人)	入所率(%)	入所数(人)	入所率(%)	入所数(人)	入所率(%)
岩瀬保育所	公立	180	160	131	72.8%	135	75.0%	131	81.9%	125	78.1%
岩瀬東部保育所	公立	150	120	96	64.0%	95	63.3%	104	86.7%	106	88.3%
岩瀬北部保育所	公立	90	60	47	52.2%	45	50.0%	51	85.0%	53	88.3%
やまと保育所	公立	60	60	52	86.7%	53	88.3%	56	93.3%	52	86.7%
真壁保育園	私立	250		240	96.0%	226	90.4%	211	84.4%	222	88.8%
認定こども園 ほしのみや保育園	私立	30		33	110.0%	34	113.3%	36	120.0%	35	116.7%
ひなの里保育園	私立	60		40	66.7%	61	101.7%	73	121.7%	67	111.7%

児童福祉課まとめ（各年3月末）

保育所・園の現況 平成26年

●保育所入所児童数の状況（平成26年5月）

名称	経営主体	定員(人)	入所児童数(人)				
			乳児(0歳児)	1・2歳児	3歳児	4歳児以上	合計
岩瀬保育所	公立	160	6	30	33	54	123
岩瀬東部保育所	公立	120	2	24	20	53	99
岩瀬北部保育所	公立	60	0	10	11	25	46
やまと保育所	公立	60	1	15	18	7	41
真壁保育園	私立	250	3	45	35	106	189
認定こども園 ほしのみや保育園	私立	30	4	29	0	0	33
ひなの里保育園	私立	60	4	23	16	29	72
合計		740	20	176	133	274	603

児童福祉課まとめ

●保育所の保育支援の状況（平成26年度）

	施設名	0歳児保育	延長保育	一時保育	休日保育	病児・病後児保育	障害児受け入れ	園庭開放	地域子育て支援センター
公立	岩瀬保育所	●		●			●		
	岩瀬東部保育所	●		●			●		
	岩瀬北部保育所			●			●		
	やまと保育所			●			●		
私立	真壁保育園	●	●	●			●		●
	認定こども園 ほしのみや保育園	●	●	●				●	●
	ひなの里保育園	●	●	●				●	

児童福祉課まとめ

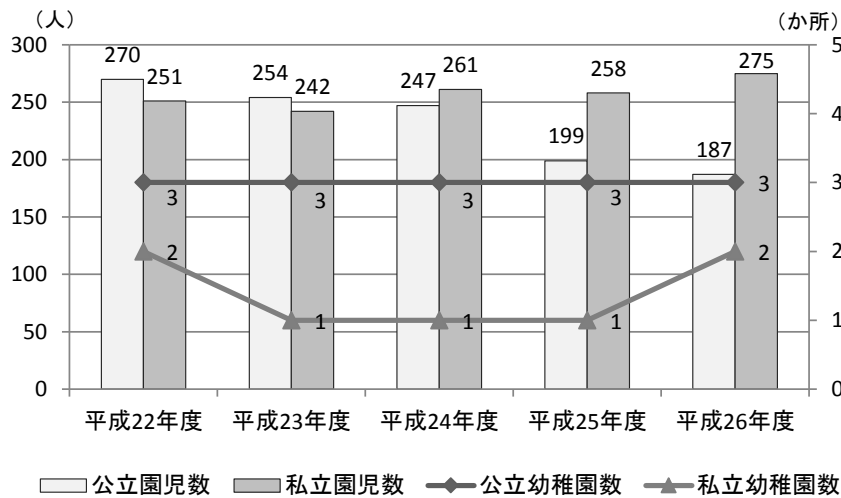
2) 幼稚園の状況

幼稚園は、平成23年度に私立幼稚園が1園減りましたが、平成26年度に再度開園し、現在、公立3か所、私立2か所の合計5か所となっています。

園児数は、公立では減少傾向ですが、私立は微増となっています。

入所率は、公立では平成26年度は40.7%と5割を切っており、一方、私立では平成24、25年度では90%を超えていましたが、平成26年度は、再度開園して間もない園があるため71.4%と入所率は減少しています。

●幼稚園数の推移



児童福祉課まとめ (各年度5月)

●園児数の推移

	定員(人)			園児数(人)					
	総数	公立	私立	総数	入所率	公立	入所率	私立	入所率
平成22年度	865	480	385	522	60.3%	270	56.3%	251	65.2%
平成23年度	760	480	280	497	65.3%	254	52.9%	242	86.4%
平成24年度	760	480	280	509	66.9%	247	51.5%	261	93.2%
平成25年度	740	460	280	457	61.8%	199	43.3%	258	92.1%
平成26年度	845	460	385	462	54.7%	187	40.7%	275	71.4%

児童福祉課まとめ (各年度5月)

●幼稚園の状況

名称	経営主体	定員		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		~平成24年度	平成25年度~	入所数(人)	入所率(%)	入所数(人)	入所率(%)	入所数(人)	入所率(%)	入所数(人)	入所率(%)	入所数(人)	入所率(%)
坂戸幼稚園	公立	60		17	28.3%	22	36.7%	17	28.3%	16	26.7%	25	41.7%
まかべ幼稚園	公立	240	220	147	61.3%	137	57.1%	141	58.8%	100	45.5%	93	42.3%
やまと幼稚園	公立	180		106	58.9%	95	52.8%	89	49.4%	83	46.1%	69	38.3%
認定こども園 星の宮幼稚園	私立	280		245	87.5%	242	86.4%	261	93.2%	258	92.1%	260	92.9%
わかば幼稚園(旧) ひなの里幼稚園	私立	105		6	5.7%							15	14.3%

※わかば幼稚園が平成22年度で閉園、ひなの里幼稚園が平成26年度に開園

児童福祉課まとめ (各年度5月)

(2) 地域子ども・子育て支援の状況

1) 地域子育て支援センターの状況

桜川市には、岩瀬福祉センターと真壁保健センターに子育て支援センターが2ヵ所設置されています。子育て支援センター岩瀬は、平成21年5月に週3日のひろば型として開所し、平成22年4月より週5日のセンター型に移行しています。また、子育て支援センター真壁は、平成23年5月に週3日のひろば型として開所しました。

また、私立では真壁保育園子育て支援センターと認定こども園ほしのみや保育園（親子つどいの広場）、JA北つくば（はだしっ子）があります。

●桜川市内子育て支援センターの利用状況

延人数（人）

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
公 立	岩瀬	子ども		2,714	3,575	3,390	4,141	3,853
		保護者		2,049	2,843	2,728	3,173	2,979
		利用者計		4,763	6,418	6,118	7,314	6,832
	真壁	子ども				1,233	1,502	2,169
		保護者				1,098	1,278	1,548
		利用者計				2,331	2,780	3,717
私 立	真壁保育園 子育て支援センター	子ども	2,124	2,078	2,298	1,749	1,632	981
		保護者	2,048	1,869	2,039	1,516	1,373	885
		利用者計	4,172	3,947	4,337	3,265	3,005	1,866
	親子つどいの広場 (認定こども園 ほしのみや保育園)	子ども			415	134	340	881
		保護者			353	114	289	601
		利用者計			768	248	629	1,482
	はだしっ子 (JA北つくば)	子ども	1,189	1,207	1,171	1,188	1,491	1,532
		保護者	929	890	853	965	1,159	1,084
		利用者計	2,118	2,097	2,024	2,153	2,650	2,616
	計	子ども	3,313	5,999	7,459	7,694	9,106	9,416
		保護者	2,977	4,808	6,088	6,421	7,272	7,097
		利用者計	6,290	10,807	13,547	14,115	16,378	16,513

児童福祉課まとめ

2) 利用者支援・相談事業の状況

桜川市では、様々な利用者支援・相談事業を行っています。

育児相談では、定例開催で月2回の子育て相談と乳児の成長・発達の確認や育児不安、悩みの相談を行い、むし歯予防のために早期から歯の健康についての講話を実施する育児相談（生後4～7か月）を実施しています。

食育推進の観点から、4～6か月児の第1子を対象に、離乳食の講話と調理実習を実施し、食べることの意義等を体感してもらう離乳食教室を行っています。また、食生活改善推進員協議会に委託して、小学生、幼稚園、保育所の親子を対象に食事バランスガイドや早寝・早起き・朝ご飯の習慣づくりを説明し、親子料理教室を開催しています。

適応指導教室では、相談員及びカウンセラーを配置し、不登校児童生徒の学校生活への復帰を目指し、週4日、電話による相談や入室した児童・生徒・保護者の相談、支援を行っています。

また、家庭相談室では、家庭相談員が18歳未満の児童を対象に、家庭における児童の養育相談や児童の福祉に関する相談に応じ、問題解決のための適切な助言や指導を行っています。

●育児相談等の状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
育児相談件数(件)	288	241	277	203	237	230
離乳食教室参加者数(人)	43	45	66	51	56	46
親子料理教室参加者数(人)	1,112	208	622	538	515	694

資料：次世代育成支援行動計画【後期計画】実施状況調査

●適応指導教室の利用状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
入室者数(人)	10	9	9	5
相談件数(件)	150	453	355	639

資料：次世代育成支援行動計画【後期計画】実施状況調査

●家庭相談室の相談対応状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対象児童数(人)	71	74	73	61
相談対応件数(件)	941	1,014	1,145	804

資料：次世代育成支援行動計画【後期計画】実施状況調査

3) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、指導員の下、子どもの生活の場を提供する事業です。

桜川市では、現在、市内全小学校で子育てクラブを実施しています。また、私立真壁保育園においても学童保育を実施しています。平成20年度からの登録者数の推移をみると、毎年登録者数は増加しています。

また、学校5日制対応事業として週末活動支援事業が市独自で展開されています。わくわくチャレンジ事業では、料理や理科などの教室を行っています。また、コミュニティースクール事業は、真壁小学校、紫尾小学校、谷貝小学校、樺穂小学校の4校で実施しています。

●子育てクラブ登録者数の推移

単位：人

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
岩瀬子育てクラブ	46	36	36	49	64	61	67
真壁学童保育クラブ	35	30	39	31	39	34	40
羽黒子育てクラブ	30	28	32	32	34	34	34
雨引子育てクラブ	33	29	34	36	33	34	35
猿田子育てクラブ	10	休所	13	12	15	20	16
坂戸子育てクラブ		29	20	25	25	31	31
紫尾子育てクラブ		29	26	26	29	29	26
樺穂子育てクラブ			25	35	39	34	39
大国子育てクラブ					20	30	29
谷貝子育てクラブ						14	21
南飯田子育てクラブ						20	32
どんぐりクラブ(真壁保育園)	18	18	15	17	17	19	19
合計	172	199	240	263	315	360	389

児童福祉課まとめ

4) 新生児訪問指導

平成 20 年児童福祉法の一部改正に伴い、平成 21 年 4 月より乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業として生後 4 か月までに全戸訪問することが市町村の努力義務となり、保健師が全戸訪問を実施しています。

訪問率は、平成 22 年度以降は 98%以上で、ほぼ全戸に訪問しています。

●赤ちゃん訪問指導

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
赤ちゃん訪問率(%)	96.6%	99.3%	98.1%	98.0%	98.2%

資料：次世代育成支援行動計画【後期計画】実施状況調査

5) 児童館の状況

桜川市には3か所の児童館があり、平成 20 年度以降、利用者数は年々減少傾向にあり、平成 21 年度から 22 年度では約 1,300 人の減少、また、平成 24 年度から 25 年度では約 1,200 人の減少となっています。今後は施設の多様な活用を検討し、幅広い利用を促進していく必要があります。

●児童館の利用状況

単位：人

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
岩瀬児童館	1,214	1,047	1,412	1,035	1,078	654
上小幡児童館	3,061	2,113	1,184	1,432	1,088	827
飯塚児童館	1,334	1,877	1,147	997	1,301	867
計	5,609	5,037	3,743	3,464	3,467	2,348

児童福祉課まとめ

6) 放課後子ども教室

放課後子ども教室は、地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などの体験活動を実施するものです。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できる事業で、桜川市では、基本的に放課後学童クラブ未開設の小学校にて実施してきました。

放課後子ども教室は、平成 23 年度までは樺穂小学校で、平成 24 年度は谷貝小学校で実施されてきました。平成 25 年度は、週末活動支援事業のわくわくチャレンジ事業として実施されています。

●放課後子ども教室の利用者の状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
放課後子ども教室の利用者数(人)	45	519	285	563	430

生涯学習課まとめ

7) その他の保健センター事業の状況

①乳幼児健康診査

乳幼児健康診査は、1歳児、1歳6ヶ月児、3歳児を対象とした健康診査と2歳児の歯科健診を実施しています。健康診査の受診率は、いずれの年齢でもほぼ90%を超えて推移しており、平成25年度はすべて90%以上の受診率となっています。

しかし、むし歯の多発期に行う2歳児の歯科健診は90%に満たない受診率の年度があり、ことばや発達面での育児不安も多い時期であることから、歯科健診とあわせて相談・指導も実施していることから受診を促すことが必要です。

●乳幼児の健康診査

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1歳児健診	対象者(人)	366	323	320	304	285	296
	受診者(人)	338	298	283	294	260	273
	受診率(%)	92%	92.3%	88.4%	96.7%	91.2%	92.2%
1歳6ヶ月児健診	対象者(人)	356	328	331	318	285	282
	受診者(人)	331	298	313	303	283	267
	受診率(%)	93%	90.9%	94.6%	95.3%	99.3%	94.7%
3歳児健診	対象者(人)	328	342	368	346	307	318
	受診者(人)	291	319	341	327	294	307
	受診率(%)	89%	93.3%	92.7%	94.5%	95.8%	96.5%
2歳児歯科健診	対象者(人)	345	360	347	306	319	272
	受診者(人)	288	294	316	273	284	249
	受診率(%)	84%	81.7%	91.1%	89.2%	89.0%	91.5%

資料：次世代育成支援行動計画【後期計画】実施状況調査

②健康教育

初妊婦とその夫を対象に妊娠・出産・呼吸法・沐浴・育児等の健康教育・出産体験談等の内容で「パパ・ママ教室」を、また、ベビーマッサージを通して乳児の成長・発達の過程を知り、母親の育児不安や悩みの相談を行い親子の絆を深められるよう支援する「楽しい子育て教室」を開催しています。

「ことばの相談室」では、各種検診時、ことばの遅れや情緒面で落ち着きがない等、精神発達及び心理面で、経過観察が必要な乳幼児とその保護者を対象に集団や個別指導を通して適切な支援をしています。

母と子を対象とした「こども健康教室」では、保護者が子どもの事故防止の正しい知識の習得や応急処置の対処ができるよう実技指導を入れた健康教室を実施しています。

●健康教育の状況

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	開催回数 (回)	参加者数 (人)	開催回数 (回)	参加者数 (人)	開催回数 (回)	参加者数 (人)	開催回数 (回)	参加者数 (人)	開催回数 (回)	参加者数 (人)	開催回数 (回)	参加者数 (人)
パパ・ママ教室	4	62	4	80	4	42	4	25	3	20	3	16
楽しい子育て教室	5	77	5	48	5	65	12	61	12	104	12	193
ことばの相談室(集団)	24	255	23	185	21	178	23	174	22	159	23	157
こども健康教室(親子)			5	42組	3	32組	3	32組	2	29組	2	25組

資料：次世代育成支援行動計画【後期計画】実施状況調査

③その他

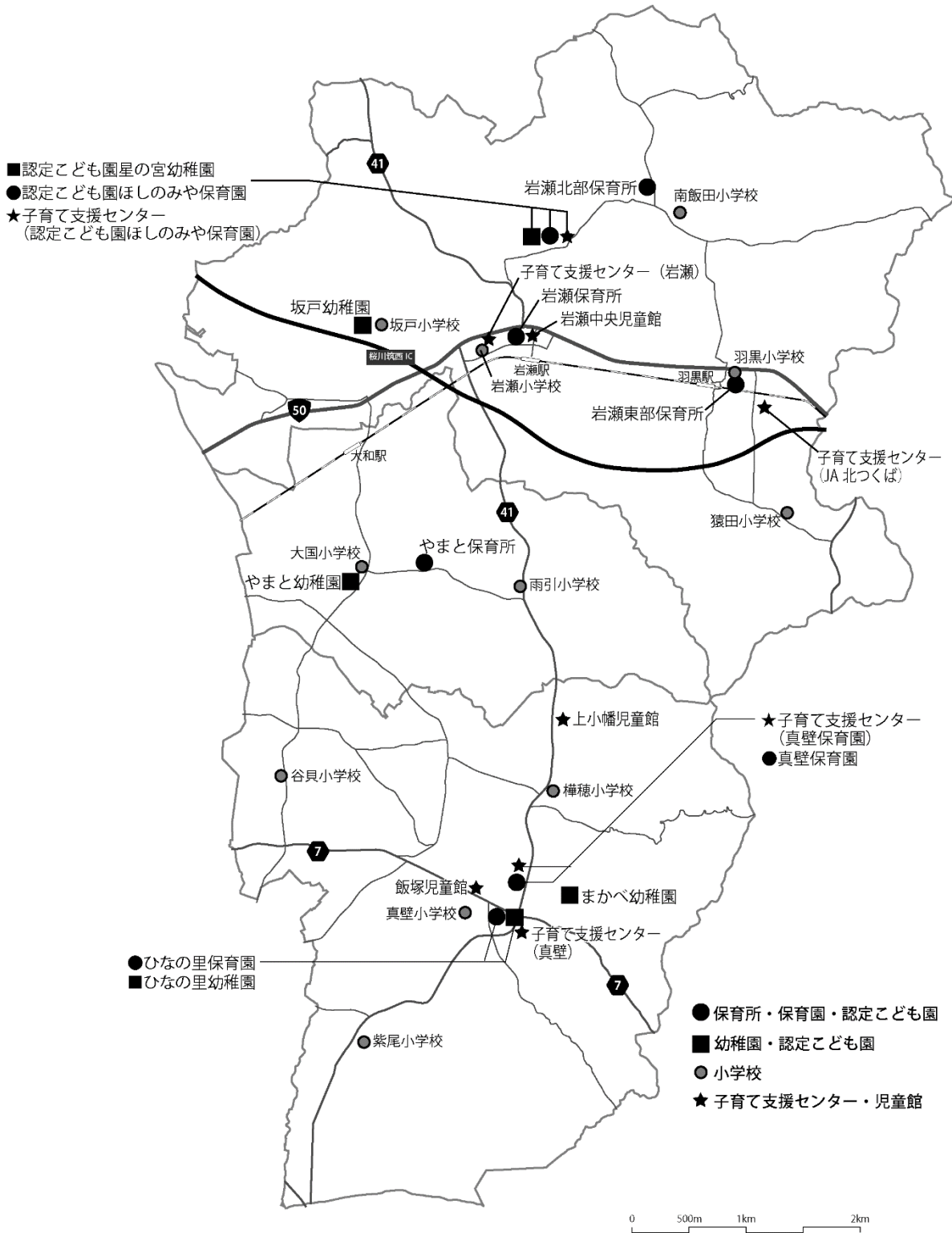
少子化対策の一環として、不妊治療を受けている夫婦の経済的及び精神的負担の軽減を図る事を目的とする「不妊治療助成事業」を実施しています。

●不妊治療助成事業の状況

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
不妊治療助成事業 助成者数(申請者)	10人(10人)	10人(10人)	6人(6人)	12人(12人)	15人(15人)

資料：次世代育成支援行動計画【後期計画】実施状況調査

●桜川市の子育て関連施設分布図



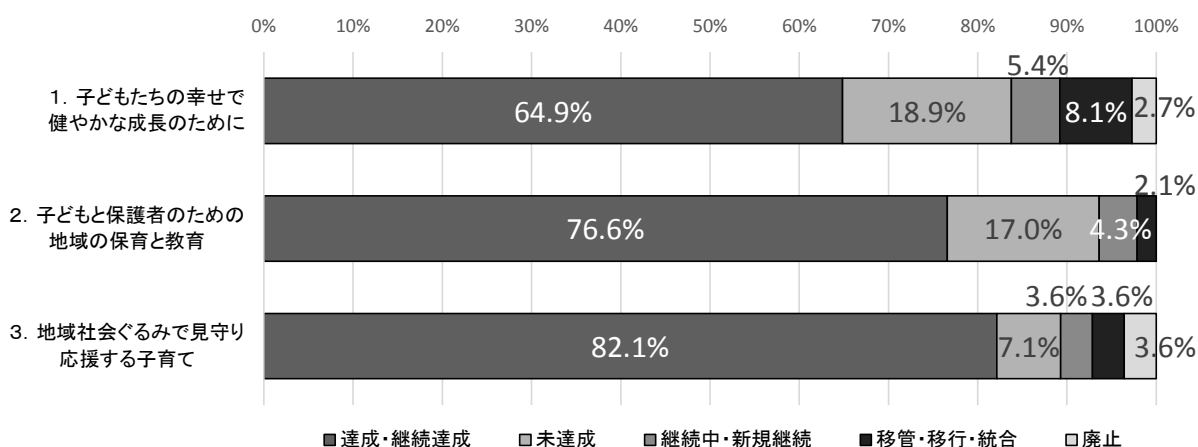
3. 次世代育成支援後期行動計画の達成状況（平成 25 年度時点）

基本目標 1. 子どもたちの幸せで健やかな成長のために
 基本目標 2. 子どもと保護者のための地域の保育と教育
 基本目標 3. 地域ぐるみで見守り応援する子育て

桜川市次世代育成支援行動計画は、3つの基本方針ごとに、基本目標の個別施策及び施策内容を平成 25 年度実績の調査を行った結果から、平成 25 年度末時点での達成状況を評価しました。平成 22 年度に設定した平成 26 年度末の到達目標と比較し、達成度はどうなっているかを以下の項目で評価しました。

評価項目（平成 25 年度実績の実施内容で評価）	
達成または継続達成	実施内容が到達目標に達している、または継続を目標として平成 25 年度末時点で継続されていると判断できるもの
未達成（含未実施）	平成 25 年度末時点では実施内容が到達目標に達していないと判断できるもの、または未実施のもの
継続中または新規継続中	到達目標ではないが継続されているもの、または計画年の途中で新規事業となり継続されているもの
移管・移行・統合	他の事業に移管・移行や統合されたもの
廃止	廃止した事業

基本目標ごとの達成状況



4. ニーズ調査結果の概要

■調査の目的

桜川市の「子ども・子育て支援事業計画」を策定するために、本市の子ども・子育て支援の現状や子育て中の保護者の利用希望などを把握し、計画に反映させるための調査を実施しました。

■調査対象者

- ・市内在住の未就学児の保護者 1,000人
- ・市内在住の小学生児童の保護者 1,000人

■調査方法

郵送による配布・回収（無記名）

■調査期間

平成 25 年 12 月 10 日（火）～平成 25 年 12 月 23 日（月）

■配布・回収状況

	配付数	回収数	回収率
未就学児の保護者	1,000 票	561 票	56.1%
小学生児童の保護者	1,000 票	598 票	59.8%

（1）保護者の就労状況について

母親の就労状況を見ると、未就学児では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が最も多くなっているのに比べて、小学生では「フルタイムで就労中である」が最も多くなっており、子どもの年齢が上がるにつれて、母親が職場に戻っていることがわかります。また、未就学児では「育児・介護休業中」の方が 8.2%となっています。

Q お子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。

未就学児の母親	小学生の母親
フルタイムで就労中である 28.9%	フルタイムで就労中である 37.2%
フルタイムで就労しているが、育児・介護休業中である 8.2%	フルタイムで就労しているが、育児・介護休業中である 0.3%
パートタイムで就労中である 23.1%	パートタイムで就労中である 32.3%
パートタイムで就労しているが、育児・介護休業中である 1.4%	パートタイムで就労しているが、育児・介護休業中である 0.8%
以前は就労していたが、現在は就労していない 35.3%	以前は就労していたが、現在は就労していない 20.3%
これまで就労したことはない 2.2%	これまで就労したことはない 2.2%

父親の就労状況を見ると、未就学児・小学生とも、父親はほとんどがフルタイムで就労中です。

未就学児の父親	小学生の父親
フルタイムで就労中である 89.2%	フルタイムで就労中である 83.4%
フルタイムで就労しているが、育児・介護休業中である 0.0%	フルタイムで就労しているが、育児・介護休業中である 0.2%
パートタイムで就労中である 0.4%	パートタイムで就労中である 0.0%
パートタイムで就労しているが、育児・介護休業中である 0.0%	パートタイムで就労しているが、育児・介護休業中である 0.0%
以前は就労していたが、現在は就労していない 0.4%	以前は就労していたが、現在は就労していない 1.0%
これまで就労したことはない 0.0%	これまで就労したことはない 0.0%

(2) 子育てをする上での周囲からのサポートについて

「子育て中の親がリフレッシュできる機会の提供」と「親子で参加する催しの開催」の回答がすべての年齢において多くなっています。

また、お子さんの年齢が小さいほど、様々なサポートを必要としていることがうかがえます。

Q 子育て（教育を含む）をする上で、周囲（身近な人、行政担当者など）からどのようなサポートがあればよいとお考えでしょうか。（複数回答）

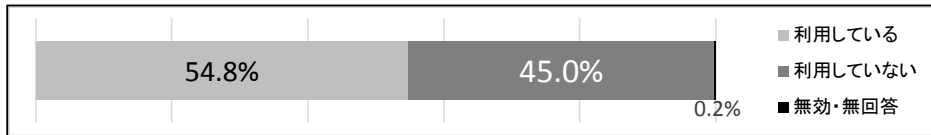
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳児
子育て中の先輩ママに妊娠中の不安や悩みを聞いてもらえるようなところ	20.0%	16.8%	13.1%	19.5%	11.7%	22.2%	8.5%
妊娠中からの仲間づくりをサポート	30.7%	18.9%	29.8%	25.6%	23.4%	29.2%	19.7%
出産前から「子どものしつけ」「子どもとの接し方」などを教えてくれる講座	24.0%	23.2%	21.4%	25.6%	18.2%	22.2%	15.5%
乳幼児期の子育てについての講座	41.3%	29.5%	32.1%	29.3%	29.9%	22.2%	14.1%
子育て中の親がリフレッシュできる機会の提供	44.0%	46.3%	51.2%	57.3%	48.1%	47.2%	53.5%
親子で参加する催しの開催	41.3%	48.4%	44.0%	40.2%	42.9%	45.8%	36.6%
父親を対象とした子育て講座や仲間づくりのサポート	13.3%	15.8%	19.0%	17.1%	14.3%	22.2%	9.9%
祖父母を対象とした子育て講座	16.0%	12.6%	13.1%	17.1%	14.3%	13.9%	8.5%
乳幼児の発育や食事・栄養についての相談事業	40.0%	30.5%	36.9%	22.0%	36.4%	20.8%	18.3%
特になし	4.0%	2.1%	9.5%	6.1%	5.2%	12.5%	9.9%
その他	2.7%	3.2%	0.0%	2.4%	7.8%	6.9%	4.2%

(3) 平日の定期的な教育・保育事業の利用について

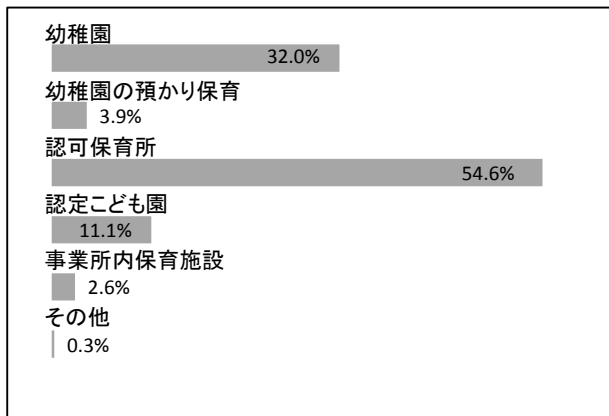
54.8%の人が「定期的な教育・保育の事業」を利用しています。

最も利用の多い「認可保育所」、「幼稚園」の他、「認定こども園」、「幼稚園の預かり保育」、「事業所内保育施設」などが利用されています。

Q お子さんは現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。



Q お子さんは平日どのような教育・保育の事業を利用されていますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。(複数回答)

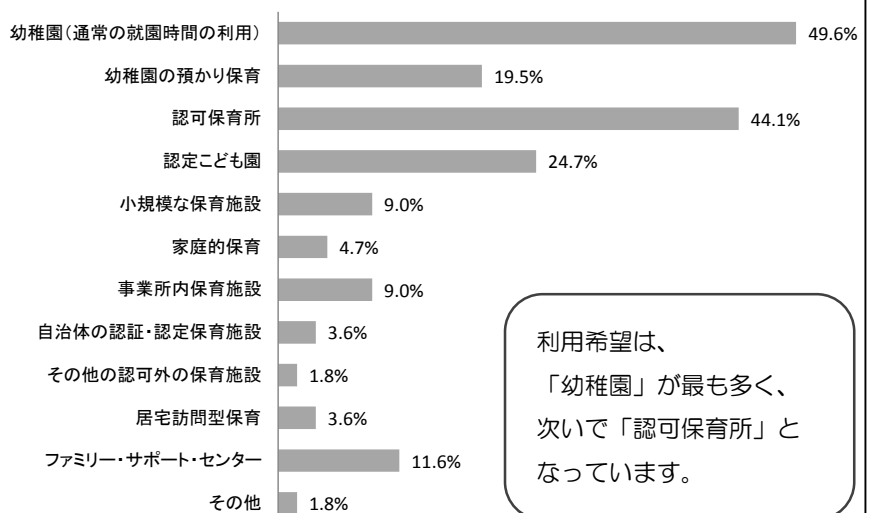


現在の利用は、「認可保育所」が最も多く、次いで「幼稚園」となっています。

Q 現在、利用している、していないにかかわらず、平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。(複数回答)

「認定こども園」、「幼稚園の預かり保育」、「事業所内保育施設」ともに、現在の利用状況に比べ、利用を希望する人の割合が多くなっています。

「ファミリー・サポート・センター」、「小規模な保育施設」も約1割の利用希望があります。



利用希望は、「幼稚園」が最も多く、次いで「認可保育所」となっています。

(4) 家の近くの遊び場について

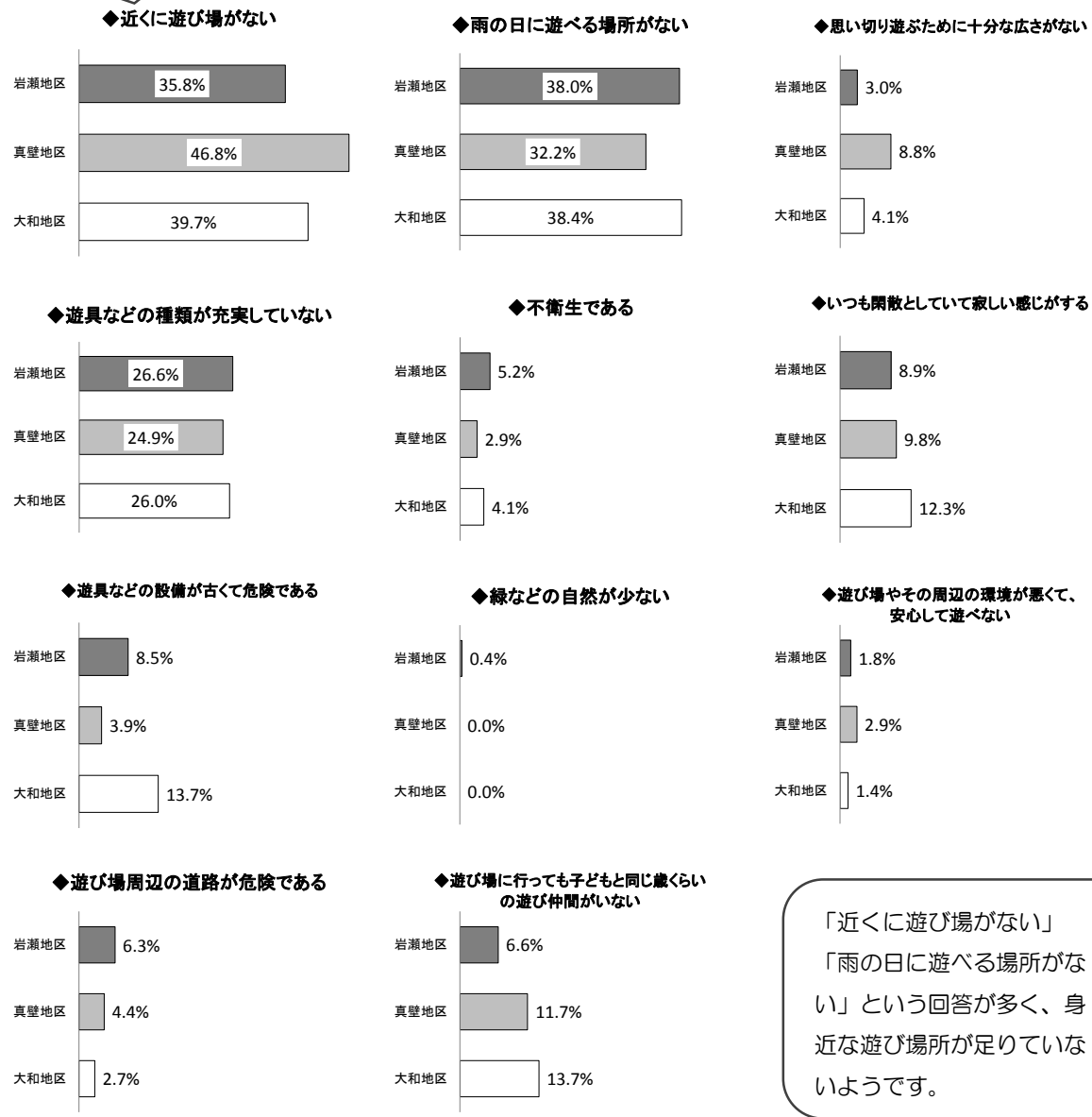
居住地区で見ると、大和地区と真壁地区では「近くに遊び場がない」が1番多く、真壁地区では5割近くの方が回答しています。また、岩瀬地区では「雨の日に遊べる場所がない」が1番多くなっています。

すべての地区で4人に1人が「遊具などの種類が充実していない」と回答しています。

【未就学児】

Q お家の近くの子どもの遊び場について、日ごろ感じていることはありますか（複数回答）。

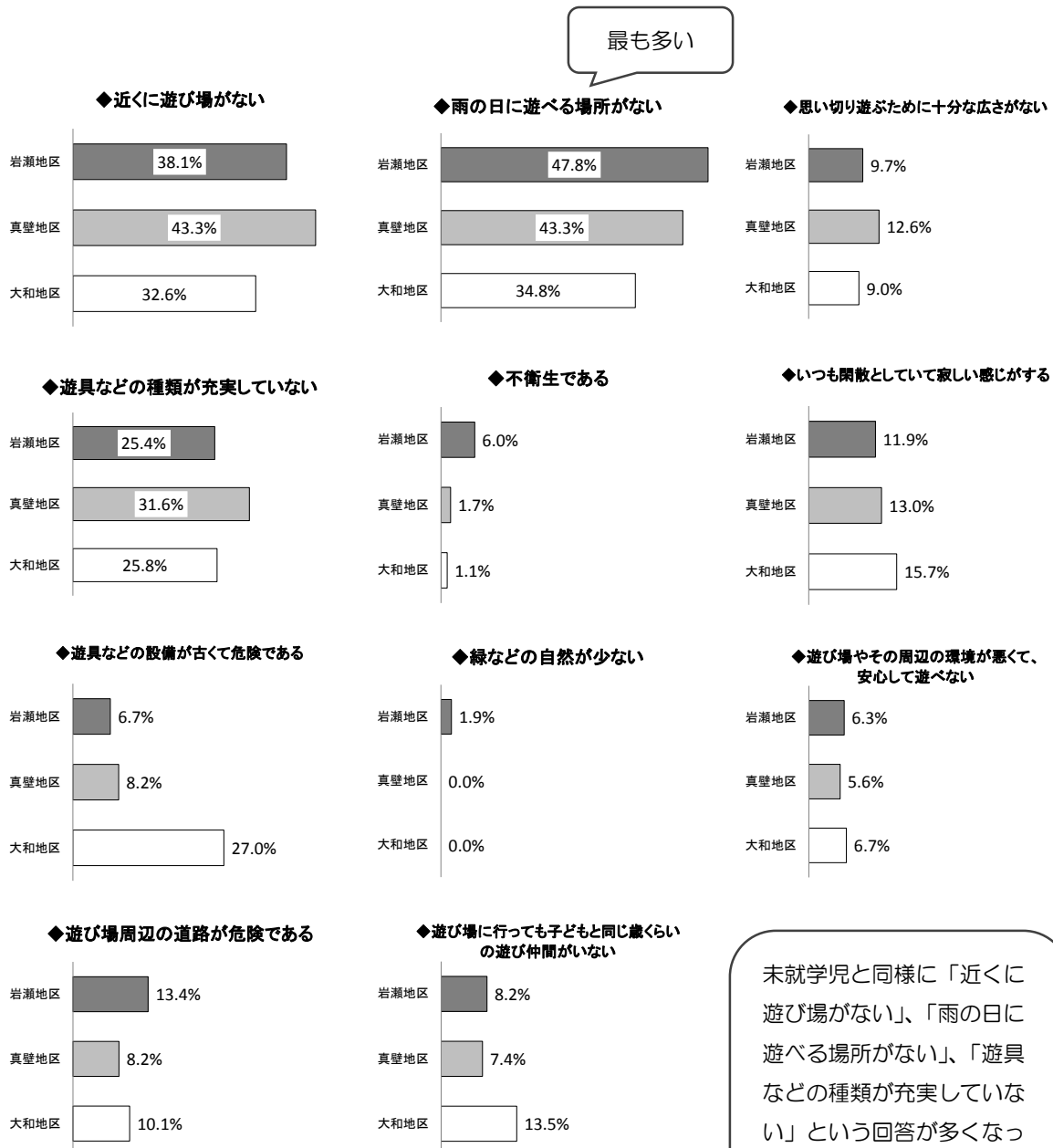
最も多い



活動範囲が広がる小学生では、「思い切り遊ぶために十分な広さがない」、「いつも閑散としていて寂しい感じがする」、「遊び場やその周辺の環境が悪くて、安心して遊べない」、「遊び場周辺の道路が危険である」が、3地区とも未就学児に比べて多くなっています。大和地区では未就学児、小学生ともに「遊具などの設備が古くて危険である」と感じている方の割合が、他地区に比べて高くなっています。

【小学生】

Q お家の近くの子どもの遊び場について、日ごろ感じていることはありますか（複数回答）。



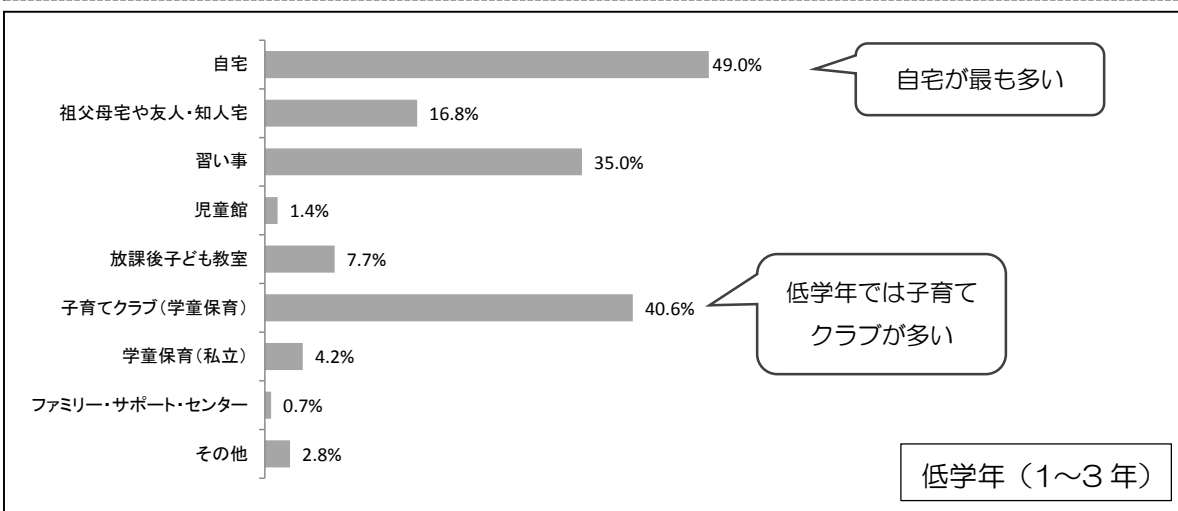
(5) 未就学児の小学校就学後の放課後の過ごし方について

放課後の時間の過ごし方については、低学年、高学年ともに、「自宅」で過ごさせたいと回答された人が最も多くなっています。

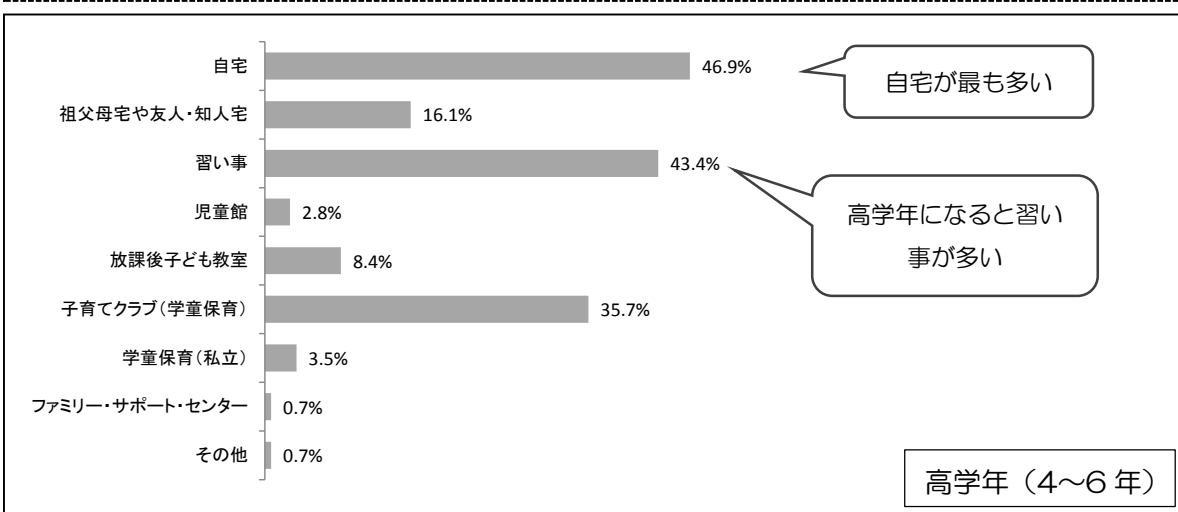
高学年では3番目に多い「子育てクラブ(学童保育)」が、低学年では2番目に多くなっています。低学年のうち、自宅や子育てクラブのように大人が目が行き届く場所で過ごさせたい、という希望が多いことがわかります。

低学年では3番目に多い「習い事」が、高学年では2番目に多くなっています。高学年になると、学習塾やスポーツなどの習い事の時間を増やしたいという意向がわかります。

Q お子さんについて、小学校低学年(1~3年生)のうち、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。(複数回答)



Q お子さんについて、小学校高学年(4~6年生)になったら、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。(複数回答)



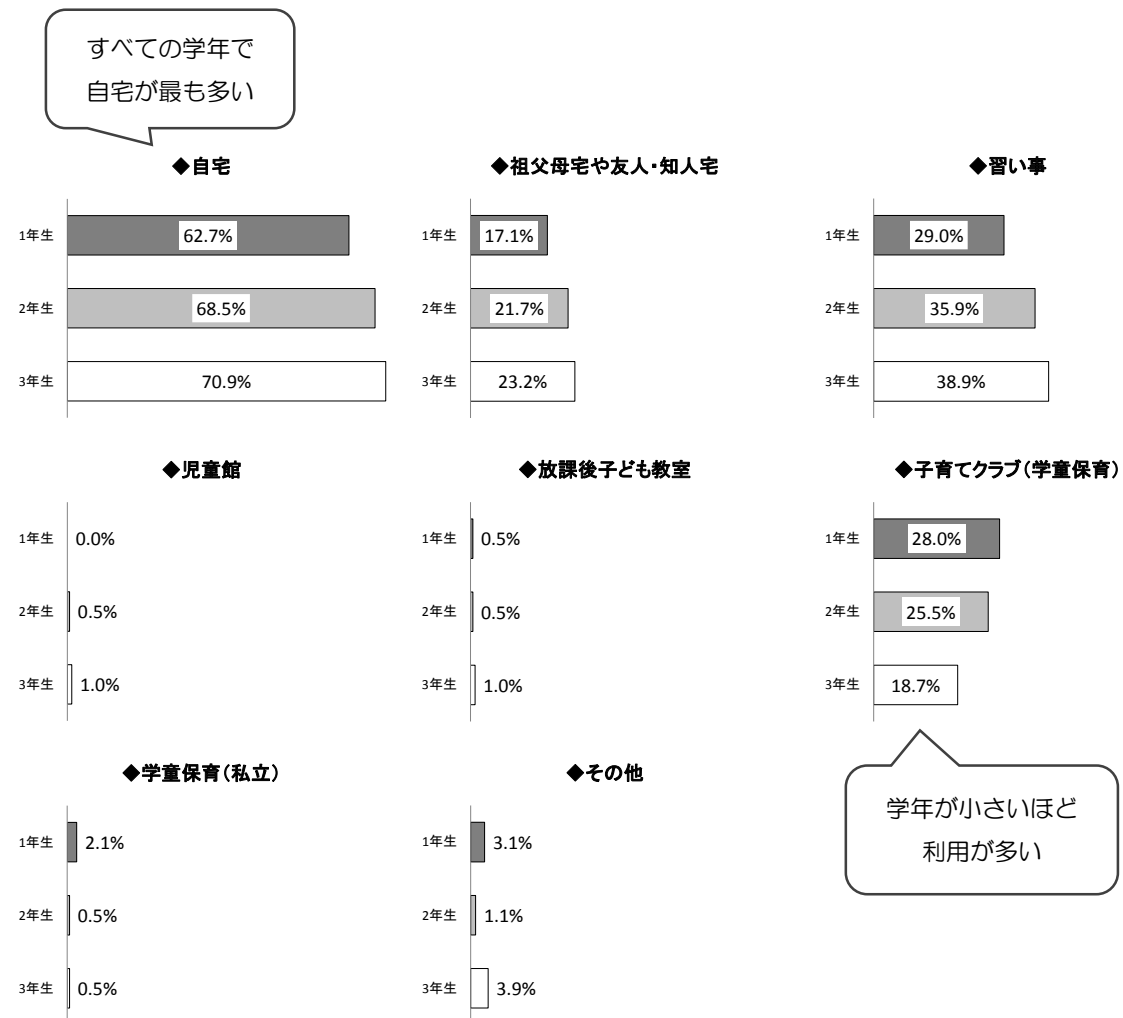
(6) 小学生の放課後の過ごし方について

小学生は、放課後は「自宅」で過ごすお子さんが大変多くなっています。

「習い事」に通っている割合は、学年が大きくなるにつれて多くなっており、学習塾やスポーツ・ピアノなどの習い事に通う子どもが増えていることがわかります。

「子育てクラブ（学童保育）」の利用は、1年生で最も多く、学年が大きくなるにつれ利用者は減少しています。

Q お子さんは放課後の時間をどのような場所で過ごしていますか。（複数回答）



未就学児の希望とほぼ同様に、小学生は「自宅」、「習い事」、「子育てクラブ（学童保育）」で放課後を過ごしています。

Ⅲ 計画の基本的な考え方

1. 基本理念
2. 子ども・子育て支援の意義

Ⅲ 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

全国的な少子化の進行で、桜川市の子どもも少なくなっています。

子どもの元気はまちの元気につながります。

元気な子どもが増えていけば、まちも活力にあふれることでしょう。

そのためには、桜川市で子育てをしたいと思う子育て家族を増やしていくことが必要です。

このまちには、広大な自然の中で、のびのびとすこやかに子どもたちを育てることができる環境があります。

みんなが笑顔で応援することで、安心して子育てができる地域をつくりだすことが大切です。

家族の愛に包まれて、子どもの心が豊かに育まれ、夢いっぱい子どもたちが桜川市の未来を創っていくことを願って、基本理念をつくりました。

子どもの元気な笑顔あふれる子育てのまち 桜川市

2. 子ども・子育て支援の意義

- 子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準を確保する。
- 全ての子どもに対し、法に基づく給付及び、必要に応じた子どもに対する適切な保護及び援助の措置を講じるなど、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 全ての子育て家庭を対象に、「親育ち」の過程を支援していく。
- 子ども・子育て支援は、未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つ。家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が協働し、それぞれの役割を果たす。

■子どもの育ち及び子育てをめぐる環境■ —子どもたちの置かれている環境への対応

- 子育てをめぐる地域や家庭の状況の変化(核家族化・地縁の希薄化・乳幼児と接する機会の減少など)
- 共働き家庭の増加や若年男性を始めとする非正規雇用の増大、出産に伴う女性の就労の厳しさ
- 都市部を中心とした保育待機児童数の増大
- 子育て世代の父親の長時間労働と家事・子育てへの参画時間の少なさ
- 子育ての負担や不安、孤立感の高まりと子どもの健やかな心身の発達を阻害する児童虐待の増加
- 少子化による乳幼児期に異年齢の中で育つ機会の減少



★子どもの育ちと子育てを行政や地域社会を始め社会全体で支援していくことが必要

■子どもの育ちに関する理念■ —生涯にわたる人格形成の基礎が培われる時期の子どもの「育ち」

- 乳幼児期：乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや質の高い教育・保育、子育て支援の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障する。
- 就学学童期：学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮する。



★乳児期における、しっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感を醸成する。

★幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、及び学童期における心身の健全な発達を促す。



一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任。

■子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義■—質の高い教育・保育及び子育て支援の提供

- 子育ての第一義的責任は保護者が有すること、家庭は教育の原点であることを前提に、現在の子ども・子育てをめぐる環境を踏まえ、子ども・子育て支援は進められる必要がある。
- 子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう支援をしていくことである。
- 保護者以外の保育者の関わりにおいては、三歳未満の乳幼児では、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るための援助が重要。三歳以上の幼児期は、知的・感情的な面でも、人間関係の面でも、成長する時期であり、教育の役割は極めて重要で、小学校教育との連携・接続にも配慮する必要がある。
- 教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む、全ての家庭及び子どもを対象として、総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させる必要がある。

- ★子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善に取り組む。
- ★妊娠・出産期からの切れ目のない支援、保護者への相談対応や適切な情報提供、子どもの発達段階に応じた保護者の学びの支援、子どもの健全な発達のための良質な環境の整備、地域人材の活用を進める。
- ★子育て支援者の専門性の向上、施設整備等の環境確保、適切なサービス評価に取り組む。

↓
発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要

■社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割■—子どもの最善の利益の実現を目指して

- 市町村：幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に実施する。
- 事業主：子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境を整備する。
- 保護者：家庭の中だけでなく、地域社会に参画し、相互に連携し、地域の子ども・子育て支援に必要な役割を担う。
- 地域：地域の人々が子どもの活動支援や見守りに参加する。
- 教育・保育施設：地域の子ども・子育て支援の中核的な役割を担う。

- ★社会のあらゆる分野における全ての構成員が、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、各々の役割を果たす。

↓
地域及び社会全体が、子育て中の保護者を支え、未来の社会を担う子どもが、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す。

IV 教育・保育提供区域の考え方・区域の設定

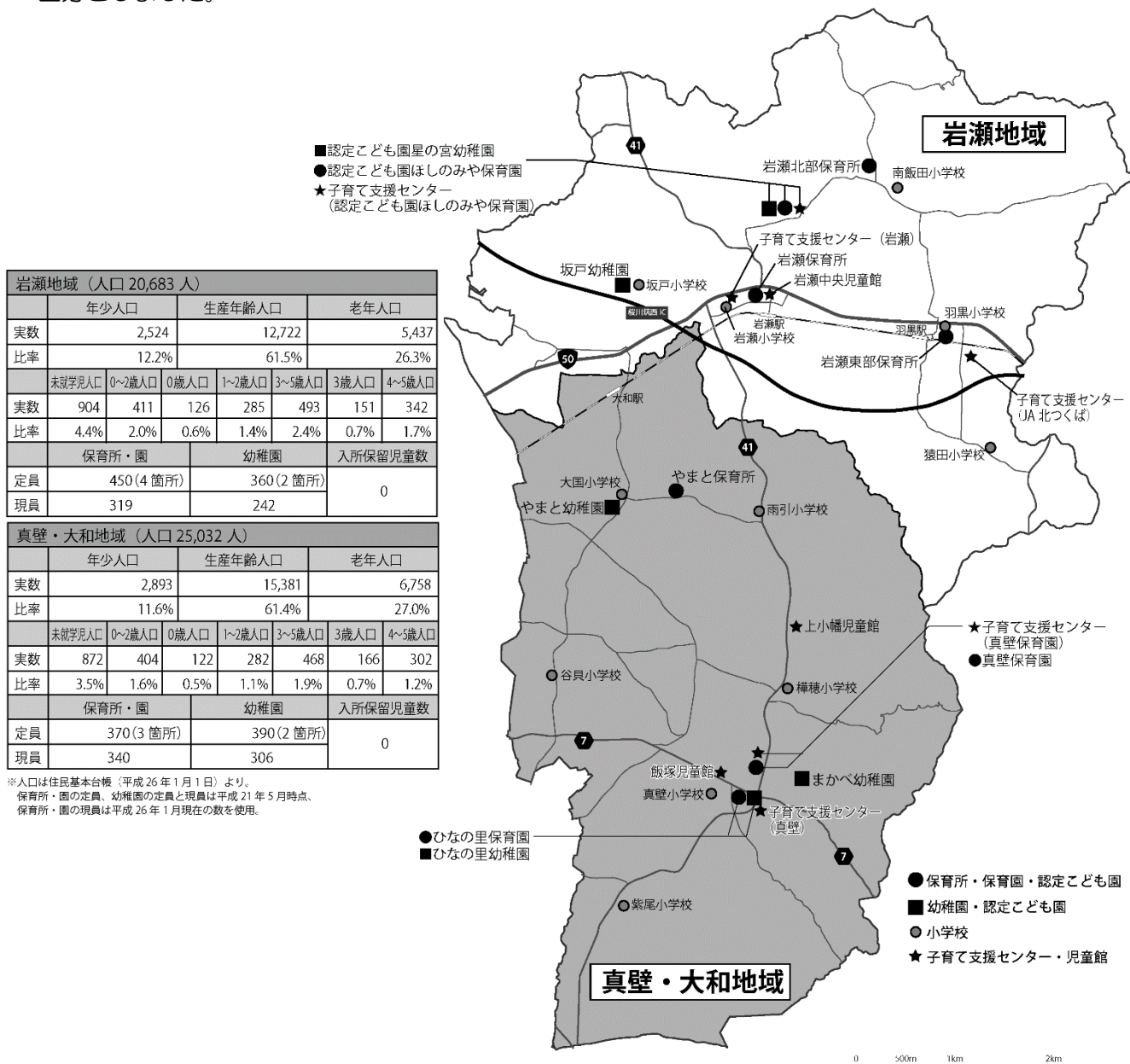
1. 桜川市の教育・保育提供区域
2. 人口推計（将来児童数）

IV 教育・保育提供区域の考え方・区域の設定

1. 桜川市の教育・保育提供区域

教育・保育提供区域とは、本計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の共通の区域設定で、実態に応じて、提供する事業ごとに設定をしています。

桜川市の教育・保育提供区域は、地理的条件や現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況を勘案し、北部の岩瀬地域と、中南部の大和・真壁地域の2区分としました。



2. 人口推計（将来児童数）

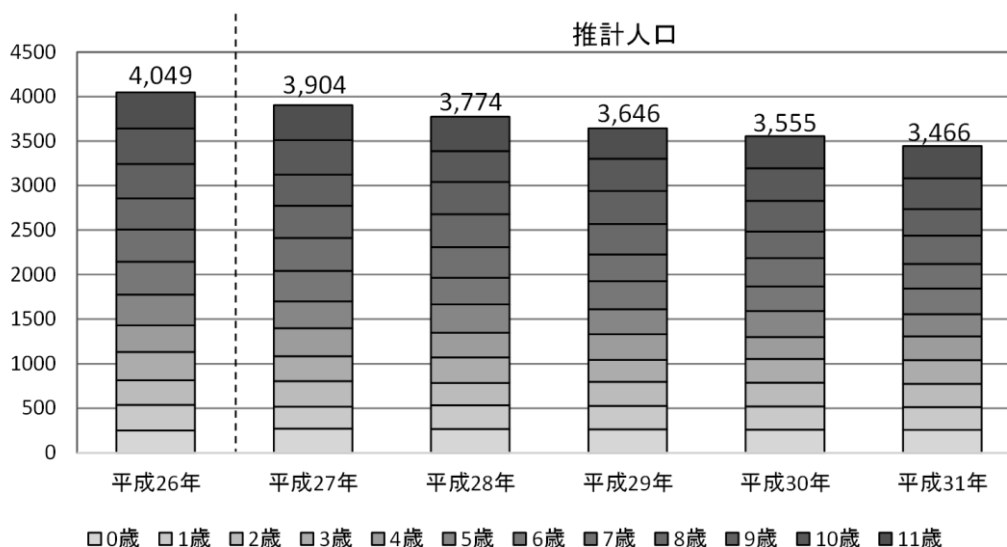
ニーズ量を推計するための前提となる人口推計については、平成26年1月1日現在の年齢別、男女別の行政区別人口をもとにコーホート要因法を用いて行いました。

桜川市の平成27年～平成31年の将来児童数の推計を見ると、0～2歳人口は緩やかな減少傾向となっており、平成26年の815人から平成31年には773人となることが見込まれます。

一方、3～5歳人口は平成26年の961人から平成31年には782人となることが見込まれ、0～2歳人口と比較して減少傾向が顕著となっています。

■桜川市の将来児童数の推計（H27～H31）

	推計人口					
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	248	268	266	261	258	254
1歳	288	248	268	266	261	258
2歳	279	288	248	268	266	261
3歳	317	279	288	248	268	266
4歳	299	317	279	288	248	268
5歳	345	299	317	279	288	248
6歳	368	345	299	317	279	288
7歳	363	368	345	299	317	279
8歳	349	363	368	345	299	317
9歳	388	349	363	368	345	299
10歳	397	388	349	363	368	345
11歳	408	392	384	344	358	363
0～2歳	815	804	782	795	785	773
3～5歳	961	895	884	815	804	782



V 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の

量の見込み*¹と確保方策*²

1. 子ども・子育て支援事業計画の体系
2. 教育・保育の量の見込みと確保方策
3. 地域子ども・子育て支援事業の確保方策

*1 量の見込み *2 確保方策 とは

子ども・子育て支援法 第61条 第2項 第1号、第2号より

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

量の見込みは、ニーズ調査に基づき、平成27年度～平成31年度に発生すると思われる教育・保育や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量（見込み量）。確保方策は、それに対して市が確保を図る整備量（確保量または確保体制）。

V 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1. 子ども・子育て支援事業計画の体系

「子ども・子育て支援新制度」で創設された「施設型給付」及び「地域型保育給付」により、桜川市が実施主体となり幼児期の学校教育・保育施設の確認及び給付を実施します。

教育・保育を利用する子どもの保護者による認定の申請を受け、家庭の状況や希望に応じ、1号～3号の区分で認定します。

「地域子ども・子育て支援事業」は、桜川市が、地域の実情・ニーズに応じて事業を実施します。新制度では、共働きの家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援する仕組みとなっています。

子ども・子育て支援事業計画	教育・保育施設給付	施設型給付	認定こども園*1	1号認定(3～5歳)*2	
				2号認定(3～5歳)*2	
				3号認定(0～2歳)*2	
			幼稚園	1号認定(3～5歳)	
		保育所	2号認定(3～5歳)		
			3号認定(0～2歳)		
	地域型保育給付	家庭的保育	3号認定(0～2歳)		
		小規模保育			
		事業所内保育			
		居宅訪問型保育			
	地域子ども・子育て支援事業	1 利用者支援事業			
		2 延長保育事業			
		3 放課後児童健全育成事業			
4 子育て短期支援事業					
5 乳児家庭全戸訪問事業					
6 養育支援訪問事業(子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業)					
7 地域子育て支援拠点事業					
8 一時預かり事業					
9 病児保育事業					
10 子育て援助活動支援事業					
11 妊婦健康診査					
12 実費徴収に係る補足給付を行う事業					
13 多様な主体の参入促進事業					

*1 認定こども園 幼稚園と保育所の機能や特徴を合わせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

*2 認定について 新制度では、施設等の利用のための認定を行います。

- ・1号認定 満3歳以上で教育を希望する場合の認定。
- ・2号認定 満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合の認定。
- ・3号認定 満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合の認定。

2. 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育施設の確保方策（市全域）

国の手引き書に基づき算出した見込み量に桜川市の現状を踏まえて補正した平成27年度以降の見込み量を確保するために、各施設での確保量を計画的に整備していきます。

■計画の各年度の見込み量と確保量■ ※①見込み量の□内の人数は1号認定と2号認定の教育を希望する人の合計数

		1号認定	2号認定		3号認定	
		3-5歳			0歳	1-2歳
		教育		保育		
平成26年度定員		845人		740人		
平成26年現況		462人		407人	20人	176人
平成27年度	①見込み量	237人 □421人※	585人		53人	205人
			184人	401人		
	②確保量 (施設の定員)	845人		425人	33人	200人
	②-①	424人		24人	▲20人	▲5人
平成28年度	①見込み量	234人 □415人※	578人		53人	205人
			181人	397人		
	②確保量 (施設の定員)	845人		425人	44人	200人
	②-①	430人		28人	▲9人	▲5人
平成29年度	①見込み量	216人 □383人※	533人		52人	199人
			167人	366人		
	②確保量 (施設の定員)	845人		425人	51人	200人
	②-①	462人		59人	▲1人	1人
平成30年度	①見込み量	213人 □378人※	525人		51人	197人
			165人	360人		
	②確保量 (施設の定員)	845人		425人	51人	200人
	②-①	467人		65人	0人	3人
平成31年度	①見込み量	207人 □368人※	511人		50人	193人
			161人	350人		
	②確保量 (施設の定員)	845人		425人	51人	200人
	②-①	477人		75人	1人	7人

(2) 岩瀬地域の教育・保育施設の確保方策

岩瀬地域の教育・保育施設は、公立幼稚園が1施設、公立保育所が3施設、私立の認定こども園が1施設となっており、各施設で確保量を計画的に整備していきます。

※①見込み量の□内の人数は1号認定と2号認定の教育を希望する人の合計数

■岩瀬地域■見込み量と確保量■

		1号認定	2号認定		3号認定	
		3-5歳			0歳	1-2歳
		教育		保育		
平成26年度定員		340人		370人		
平成26年現況		285人		196人	12人	93人
平成27年度	①見込み量	110人	287人		31人	113人
		□236人※	126人	161人		
	②確保量 (施設の定員)	340人		200人	18人	105人
	②-①	104人		39人	▲13人	▲8人
平成28年度	①見込み量	111人	289人		31人	109人
		□237人※	126人	163人		
	②確保量 (施設の定員)	340人		200人	23人	105人
	②-①	103人		37人	▲8人	▲4人
平成29年度	①見込み量	105人	272人		31人	105人
		□223人※	118人	154人		
	②確保量 (施設の定員)	340人		200人	30人	105人
	②-①	117人		46人	▲1人	0人
平成30年度	①見込み量	106人	274人		30人	103人
		□224人※	118人	156人		
	②確保量 (施設の定員)	340人		200人	30人	105人
	②-①	116人		44人	0人	2人
平成31年度	①見込み量	100人	259人		29人	102人
		□213人※	113人	146人		
	②確保量 (施設の定員)	340人		200人	30人	105人
	②-①	127人		54人	1人	3人

(3) 真壁・大和地域の教育・保育施設の確保方策

真壁・大和地域の教育・保育施設は、公立幼稚園が2施設、私立幼稚園が1施設、公立保育所が1施設、私立保育園が2施設となっており、各施設で確保量を計画的に整備していきます。

※①見込み量の□内の人数は1号認定と2号認定の教育を希望する人の合計数

■真壁・大和地域■見込み量と確保量■

		1号認定	2号認定		3号認定	
		3-5歳			0歳	1-2歳
		教育		保育		
平成26年度定員		505人		370人		
平成26年現況		177人		211人	8人	83人
平成27年度	①見込み量	127人	298人		22人	92人
		□185人※	58人	240人		
	②確保量 (施設の定員)	505人		225人	15人	95人
	②-①	320人		▲15人	▲7人	3人
平成28年度	①見込み量	123人	289人		22人	96人
		□178人※	55人	234人		
	②確保量 (施設の定員)	505人		225人	21人	95人
	②-①	327人		▲9人	▲1人	▲1人
平成29年度	①見込み量	111人	261人		21人	94人
		□160人※	49人	212人		
	②確保量 (施設の定員)	505人		225人	21人	95人
	②-①	345人		13人	0人	1人
平成30年度	①見込み量	107人	251人		21人	94人
		□154人※	47人	204人		
	②確保量 (施設の定員)	505人		225人	21人	95人
	②-①	351人		21人	0人	1人
平成31年度	①見込み量	107人	252人		21人	91人
		□155人※	48人	204人		
	②確保量 (施設の定員)	505人		225人	21人	95人
	②-①	350人		21人	0人	4人

2. 地域子ども・子育て支援事業の確保方策

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現在、市立の子育て支援センター2か所において、相談事業を実施しており、今後も継続して事業を展開していきます。また、子育て支援に関する情報提供等も行っていきます。

■利用者支援事業 見込み量と確保量■

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①見込み量	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②確保量	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②-①確保の状況	0	0	0	0	0
実施施設	桜川市子育て支援センター（岩瀬）〈岩瀬福祉センター内〉 桜川市子育て支援センター（真壁）〈真壁福祉センター横〉				

(2) 延長保育事業（時間外保育）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

現在、私立の保育園、認定こども園において延長保育を実施しています。今後は、未実施である公立保育所での延長保育を検討し、私立3か所、公立4か所で実施していきます。

これらの取り組みにより、平成27年度は1人の不足となっていますが、平成28年度以降見込み量は確保していきます。

■延長保育事業 見込み量と確保量■

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①見込み量	171人	168人	162人	160人	157人
②確保量	170人	170人	180人	180人	180人
②-①確保の状況	▲1	2	18	20	23

(3) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

子育てクラブ（学童保育）の確保については、基本的に低学年と高学年を別クラスとして実施することとします。

低学年は、平成 27 年度～31 年度まで余裕を持って見込み量を確保します。一方、高学年は平成 26 年度時点では未実施であったため、平成 27 年度～31 年度までの見込み量に対し、低学年の利用状況から確保量を出しています。今後の実情に応じて見直しを検討していくこととします。

■放課後保育健全育成事業 見込み量と確保量■

桜川市全域

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①見込み量	低学年	371 人	349 人	331 人	309 人	305 人
	高学年	139 人	135 人	133 人	132 人	124 人
②確保量	低学年	380 人	365 人	365 人	360 人	345 人
	高学年	150 人	150 人	150 人	150 人	150 人
①-② 確保の状況	低学年	9	16	34	51	40
	高学年	11	15	17	18	26

岩瀬地区

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①見込み量	低学年	176 人	171 人	166 人	146 人	147 人
	高学年	59 人	60 人	61 人	64 人	62 人
②確保量	低学年	180 人	180 人	180 人	175 人	165 人
	高学年	65 人	65 人	65 人	65 人	65 人
①-② 確保の状況	低学年	4	9	14	29	18
	高学年	6	5	4	1	3

真壁・大和地区

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①見込み量	低学年	195 人	178 人	165 人	163 人	158 人
	高学年	80 人	75 人	72 人	68 人	62 人
②確保量	低学年	200 人	185 人	185 人	185 人	180 人
	高学年	85 人	85 人	85 人	85 人	85 人
①-② 確保の状況	低学年	5	7	20	22	22
	高学年	5	10	13	17	23

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

子育て短期支援事業は、平成 26 年度時点で市内に対応できる施設がなく、見込み量も 0 人日/年となっています。今後、実態としてニーズが出た場合に、必要に応じて対応していくこととします。

■子育て短期支援事業 見込み量と確保量■

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①見込み量	0 人日/年	0 人日/年	0 人日/年	0 人日/年	0 人日/年
②確保量	0 人日/年	0 人日/年	0 人日/年	0 人日/年	0 人日/年
②-①確保の状況	0	0	0	0	0

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

平成 26 年度時点で保健師が全戸訪問を実施しており 100%に近い訪問率となっている事業です。今後も、現在の実施体制を維持し、乳児家庭の全戸に訪問し、養育環境の把握や相談・情報提供に努め、子育てを支援していきます。

■乳児家庭全戸訪問事業 見込み量と確保体制■

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込み量	268 人	266 人	261 人	258 人	254 人
確保体制	実施体制：6 人 実施機関：健康推進課				

(6) 養育訪問支援事業（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

前述の（5）乳児家庭全戸訪問で、特に支援が必要な世帯に対し訪問支援を実施しています。現在の実施体制を維持し、児童福祉課・健康推進課を中心に関係課と連携し、支援を必要とする各世帯のケースに応じ、養育に関する指導・助言を行います。また、要保護児童等の支援のために、関係機関や地域のネットワークの連携強化を図ります。

■養育訪問支援事業 見込み量と確保体制■

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込み量	34 回	34 回	34 回	34 回	34 回
確保体制	実施機関：児童福祉課・健康推進課				

(7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

公立 2 か所、私立 3 か所で子育て支援センターを開設し、平成 25 年度で年間 9,307 人（子どものみ）の利用となっています。

平成 25 年度の利用実績と比較すると、ニーズは非常に高く、潜在的な利用希望があるものと推測され、各施設とも、段階的に拡大していくこととします。平成 27 年度～31 年度まで各施設における利用枠の拡大を図ることにより、平成 31 年度までに見込み量を確保します。

今後は、公私協力して子育て支援センターの PR に努め、利用を促進します。

■地域子育て支援拠点事業 見込み量と確保量■

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①見込み量	19,092 人回/年	18,564 人回/年	18,876 人回/年	18,636 人回/年	18,348 人回/年
②確保量	13,090 人回/年	14,586 人回/年	16,830 人回/年	18,326 人回/年	18,700 人回/年
②-①確保の状況	▲ 6,002	▲ 3,978	▲ 2,046	▲ 310	352
確保量（か所数）	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所
実施施設	桜川市子育て支援センター（岩瀬） 桜川市子育て支援センター（真壁） 私立真壁保育園子育て支援センター 私立認定こども園ほしのみや保育園子育て支援センター JA 北つくば子育て支援センター				

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

①幼稚園在園児を対象とする一時預かり

幼稚園在園児を対象とした一時預かりは、平成 26 年度、私立 1 園で実施されています。今後は、公立幼稚園において、順次、事業を展開していくことで確保を図ります。

平成 27 年度は現在の体制を維持するとともに、公立幼稚園での調整を図ります。公立 3 園で平成 28 年度以降確保体制を整備し、平成 31 年度では、見込み量に対して確保量は不足していますが、1 日あたりでは 1 人以下の不足となるので、対応は可能となっています。

■一時預かり事業（幼稚園在園児） 見込み量と確保量■

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 見込み量	1号利用	1,217 人日/年	1,202 人日/年	1,108 人日/年	1,093 人日/年	1,063 人日/年
	2号利用	19,506 人日/年	19,266 人日/年	17,762 人日/年	17,522 人日/年	17,043 人日/年
	計	20,723 人日/年	20,468 人日/年	18,870 人日/年	18,615 人日/年	18,106 人日/年
②確保量		8,000 人日/年	14,000 人日/年	17,000 人日/年	18,000 人日/年	18,000 人日/年
②-①確保の状況		▲ 12,723	▲ 6,468	▲ 1,870	▲ 615	▲ 106

②保育所等での一時預かり（幼稚園在園児を対象とする一時預かり以外）

保育所等を定期的に利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減する必要がある場合などに、保育所等において、子どもを一時的に預かります。

平成 26 年度は、公立保育所 4 施設と私立保育園 3 施設で一時預かりを実施しており、平成 25 年度の実績は、7 施設の延べ利用人数が 4,210 人となっています。

平成 27 年度以降も引き続き実施し、見込み量を確保していきます。

■一時預かり事業 見込み量と確保量■

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①見込み量	4,106 人日/年	4,016 人日/年	3,931 人日/年	3,879 人日/年	3,800 人日/年
②確保量	4,200 人日/年	4,200 人日/年	4,200 人日/年	4,200 人日/年	4,200 人日/年
②-①確保の状況	94	184	269	321	400

(9) 病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

現在、桜川市内では、病児・病後児保育は実施されていません。

平成 27 年度から市内医療施設で、1 日あたり 1～2 人の病児保育の実施を開始し、平成 29 年度からは 1 日あたり 2～3 人を計画しており、見込み量に対し確保が可能となります。新規で実施する事業となるので、各年度での実施状況を把握し、状況に応じた確保方策の見直しを図ります。

■病児・病後児保育事業 見込み量と確保量■

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①見込み量	619 人日/年	606 人日/年	586 人日/年	579 人日/年	566 人日/年
②確保量	360 人日/年	360 人日/年	600 人日/年	600 人日/年	600 人日/年
②-①確保の状況	▲ 259	▲ 246	14	21	34

(10) 子育て援助活動支援事業（就学児の放課後の居場所としての活用）

ファミリー・サポート・センター事業で、保護者が就労している家庭の就学児童の放課後の預かり等を行います。

平成 26 年開設のファミリー・サポート・センターにおいて、平成 27 年度より実施していきます。開設して間もない事業であることから、広く市民へ周知を推進します。したがって、5 年間の計画途中での見込み量の増加も考えられるため、状況に応じ確保方策は見直しを図ります。

■子育て援助活動支援事業 見込み量と確保量■

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①見込み量	22 人日/年	21 人日/年	21 人日/年	20 人日/年	19 人日/年
②確保量	24 人日/年	24 人日/年	24 人日/年	24 人日/年	24 人日/年
②-①確保の状況	2	3	3	4	5

(11) 妊婦健診

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

母子健康手帳と同時に妊婦健診の受診票を交付し、公費負担で最大 14 回まで受けることができます。今後も、安全・安心な出産のために、妊婦健診の確実な実施を促進します。

■妊婦健診 見込み量と確保体制■

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込み量	268 人	266 人	261 人	258 人	254 人
確保体制	実施場所：県内すべての病院で実施、県外は委託契約。 実施体制：6 人 検査項目：①基本的な健康診査 ②血液検査 ③子宮頸ガン検査 ④超音波検査 ⑤HTLV-1 抗体検査 ⑥クラミジア検査 ⑦B 群溶血性レンサ球菌検査				

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

実費徴収に係る補足給付を行う事業について、可能な範囲で対応を検討していきます。

(13) 多様な主体の参入促進事業

「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、新制度において住民ニーズに沿った多様なサービスの提供を進めていく中で、民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用といった観点から効果が高いと考えられる事業について検討します。

多様な主体の参入促進事業については、既存の事業所内保育施設の地域型保育給付への参入促進を図っていきます。

VI 認定こども園の考え方と多様な取り組み

1. 桜川市における認定こども園の基本的な考え方
2. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項
3. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
4. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

VI 認定こども園の考え方と多様な取り組み

1. 桜川市における認定こども園の基本的な考え方

(1) 認定こども園の普及に関する考え方

桜川市においては、平成 20 年に私立の認定こども園星の宮幼稚園・ほしのみや保育園が開設し、教育・保育の一体的な提供が図られているところです。

桜川市における認定こども園の基本的な考え方としては、既存の認定こども園の運営支援に努めるとともに、公立幼稚園、保育所においては、国・県の動向を勘案しながら、地域の実情に応じて、認定こども園への移行について、柔軟に対応していきます。

また、私立幼稚園、保育園においては、国・県と連携した情報提供に努めるとともに、移行に向けての相談体制や移行にあたっての支援充実に努めます。

(2) 質の高い教育・保育の提供

本市のこれまで実施してきた教育・保育の一体的提供について、より良い提供体制が確保できるよう、整備を推進します。

特に、教育・保育を担う幼稚園教諭、保育士の研修等については、公私立ともに十分な取り組みと支援に努めます。

(3) 教育・保育施設間の連携

市内の認定こども園、幼稚園、保育所（園）相互の連携を図るための体制整備に努めます。

特に、教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所（園））と地域型保育事業（0歳～2歳児を対象とした小規模な保育施設）とのきめ細かな相互連携が必要であることから、地域型保育事業等が開設された場合において、相互の連携を促進するものとします。（※確保方策において、地域型保育事業の位置づけなし）

また、幼稚園および保育所と小学校との連携など、桜川市の子どもたちが、どの施設、事業を選択しても、質の高い教育・保育が提供され、切れ目ない支援が図られるよう、体制の充実に努めます。

2. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項

市の状況を踏まえ、就学前の子どもの保護者が、希望に応じて社会に復帰する時期を選ぶことができるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供に努めるとともに、新たな教育・保育施設の整備を促進します。

特に、育児休業満了時からの円滑な利用の確保を図るため、0歳～1歳児に待機が出ないよう、0歳、1～2歳児の保育の充実に資する地域型保育事業の整備促進や、一時預かりをはじめとする地域子ども・子育て支援事業の充実に努めるなど、多様な取組を進めます。

3. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

(1) 児童虐待防止対策の充実

虐待から子どもを守り、子どもが被害者にならないよう取り組むことは社会全体の責務です。

本市においては、養育支援が必要な家庭を早期に把握し、地域における様々な子育て支援を活用しながら、虐待の予防、虐待の早期発見、虐待の早期対応に努めます。

また、児童相談所をはじめ、関係機関との連携強化を図ります。

(2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

母子家庭及び父子家庭の自立支援については、市で実施する、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等各種支援に努めます。

「母子及び寡婦福祉法」、同法に基づく国の基本方針及び茨城県の方針に基づき、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四本柱として総合的な自立支援を推進していきます。

(3) 障害児施策の充実等

障害児施策については、障害の原因を早期に発見し、早期療育に努めるとともに、特別な支援が必要な子どもの発達支援、身近な地域での生活支援に努めます。

4. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

仕事と生活の調和の実現をめざし、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を踏まえ、労使を始め国民が積極的に取り組むこと、国や地方公共団体が支援すること等により、本市の実情に応じた取組を進めます。

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

保育及び放課後児童健全育成事業の充実、子育て援助活動支援事業の設置促進等の多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。